第２次

弥富市男女共同参画プラン

～ 男女ともに輝けるまちづくりをめざして ～

令和3(2021)年3月

弥富市

～男女ともに輝けるまちづくりをめざして～

近年、少子高齢化の急速な進行、家族形態やライフスタイルの変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しております。さらに、今般の新たな感染症の拡大に起因する様々な社会問題は、私たちの生活に大きな影響をもたらしております。

このような中、将来にわたって持続可能な活力ある地域社会を構築するためには、男性も女性も互いにその人権を尊重し、相互の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が今後さらに求められます。

本市におきましては、平成21（2009）年３月に「弥富市男女共同参画推進条例」を制定するとともに平成22（2010）年３月には「弥富市男女共同参画プラン」を策定し、これらに基づき様々な取組みを行い、男女ともに輝けるまちづくりをめざしてまいりました。

しかしながら、社会の様々な場面で男女の不平等を感じていたり、共働き家庭が増加しているにもかかわらず、仕事と家庭の両立が実現しにくい環境であるといった課題が依然として残っております。

そのような中、市民の安全安心な生活を確保するため、ひとり親世帯や外国人等に対する支援、あらゆる暴力や差別など人権侵害を防止する取組等も進めていかなければなりません。

これらの課題を解決していくため、このたび、「第２次弥富市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画では、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の視点を取り入れております。

「誰一人取り残さない」という考えは、認め合い、支え合い、そして協働で取り組む「男女ともに輝けるまちづくりをめざして」を基本理念とする本計画に当てはまるものであると考えます。

今後、本計画を推進するにあたり、行政の取組だけでなく、市民、事業者、各種団体、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要でありますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言を賜りました男女共同参画審議会の委員の皆様や、市民意識調査等において貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和３年３月

弥富市長 安藤正明

目次

第１章　計画策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1

2　計画策定の社会的背景 2

3　計画の位置づけ 3

4　計画におけるSDGsの取組 4

5　計画の期間 6

6　計画の策定体制 6

第２章　計画のめざす方向 7

1　基本理念 7

2　基本目標 8

3　計画の体系 9

第３章　計画の内容 10

基本目標1 「や」 弥富を愛する男女が学び、育てるまち　やとみ 10

■　重点課題①　男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進 10

■　重点課題②　男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習の充実 14

基本目標2 「と」 ともに活躍し、ともに支え合うまち　やとみ 20

■　重点課題①　あらゆる分野における男女共同参画の推進 20

■　重点課題②　雇用の分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】 25

■　重点課題③　多様なライフスタイルに対応した働き方の推進 28

基本目標3 「み」 みんなが安心して健康に暮らせるまち　やとみ 34

■　重点課題①　男女間のあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】 34

■　重点課題②　互いに思いやる生涯を通じての健康づくり 39

■　重点課題③　安心して生活できるサービス等の充実 43

第４章　計画の推進体制 48

1　庁内の推進体制の整備 48

2　国・県・他の自治体との連携と情報収集 48

3　計画の進捗管理 48

参考資料 50
1 弥富市男女共同参画プラン　事業実績..... 50
2 男女共同参画に関する年表 59
3 計画の策定経過..... 62
4 弥富市男女共同参画に関する意識調査概要..... 63
5 男女共同参画社会基本法 64
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律..... 70
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... 82
8 弥富市男女共同参画推進条例..... 93
9 弥富市男女共同参画審議会規則 96
10 弥富市男女共同参画審議会委員名簿..... 97
11 弥富市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱..... 98
12 用語解説..... 100

第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展、社会経済活動の成熟化、国際化、情報通信の高度化等私たちを取り巻く社会環境が変化している中、人々の生活様式や就業形態といったライフスタイルや、個人の価値観も多様化が進んでいます。

このような状況の中、市民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や年齢にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍等に視点を置いた「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、平成30（2018）年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立する等、男女共同参画の実現に向けた取組を推進しています。

本市においては、平成22（2010）年3月に「弥富市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組を推進してきました。

しかし、男女共同参画の意識や取組は広まってきているものの、あらゆる分野において固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性の社会進出が進む中、未だ家庭における多くの役割を女性が担っている状況にあります。また、政策・方針決定過程の場への女性の参画が進んでいない等男女共同参画における課題が数多く残されています。

このような状況の中、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、本市の課題や、社会の変化に対応した「第2次弥富市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

2　計画策定の社会的背景

（1）世界の動き

女性の人権尊重・地位向上をめざした本格的な動きは、昭和50（1975）年の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

平成27（2015）年9月には、先進国と開発途上国が共に取組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲット（具体目標）から成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。17の目標の中には、「ゴール5.ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

（2）国の動き

国では、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づく基本計画として、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」、平成17（2005）年に「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成22（2010）年に、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「配偶者暴力防止法」等、関連する法制度の整備を行う等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

平成27（2015）年8月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年 12 月には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍等に視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成30（2018）年5月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和2（2020）年 12 月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）愛知県の動き

愛知県では、平成13（2001）年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、平成14（2002）年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成23（2011）年3月には、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定され、平成28（2016）年3月には、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を重点目標に掲げた、「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定されました。

3　計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「DV対策基本計画」として位置付けます。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第2次弥富市総合計画」や、他分野の計画との整合性を図り策定するものであり、市、市民及び事業者の主体的な参画と積極的な協力を得ながら協働で推進するための共通指針でもあります。

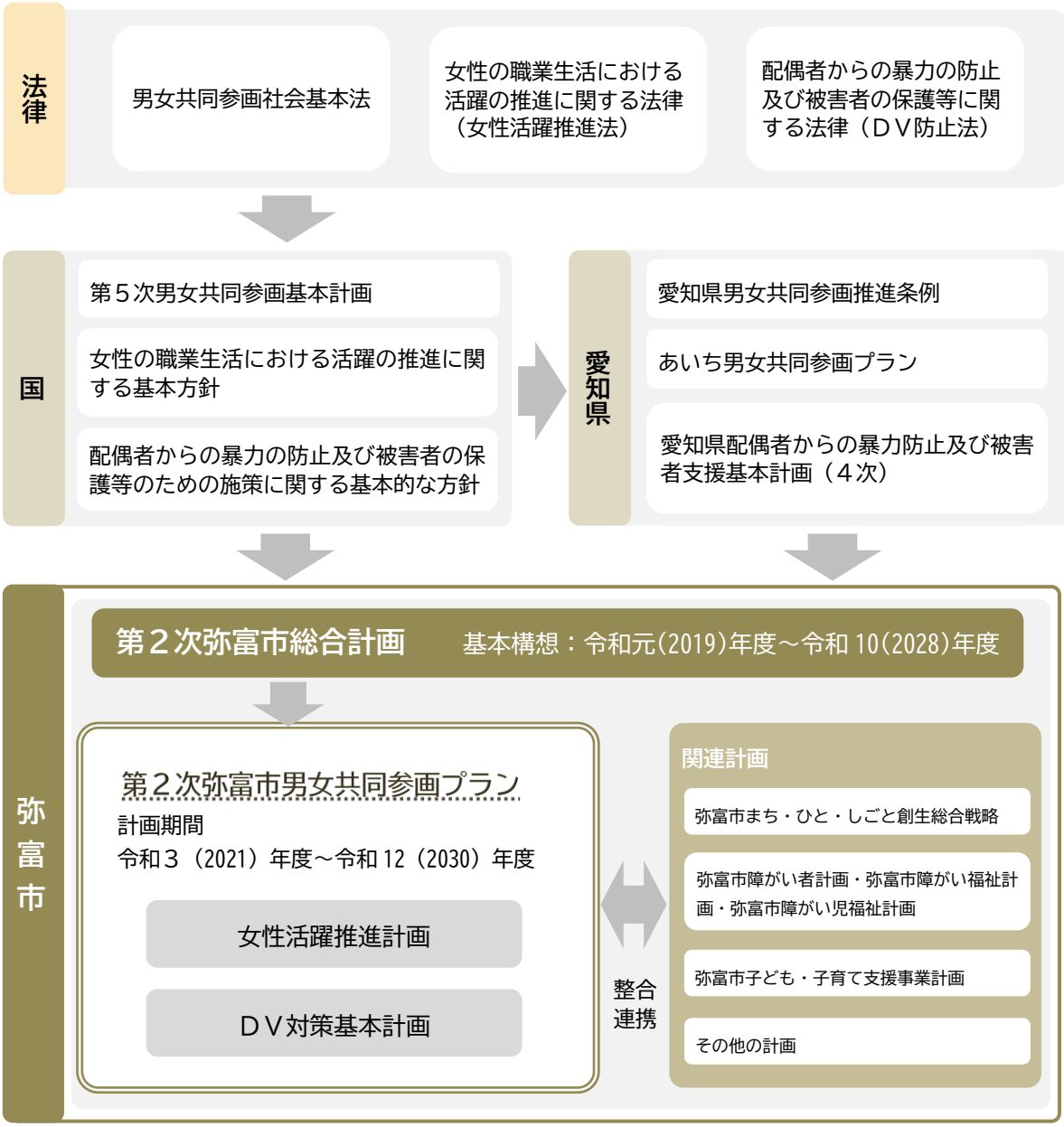

4　計画におけるＳＤＧｓの取組

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画においては、SDGs の「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。

＜SDGsの17の目標＞

目標	説明	目標	説明
	（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	（飢餓） 飢餓を終わらせ，食料安全保障及び栄養改善を実現し，持続可能な農業を促進する。		（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し，福祉を促進する。		（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し，生涯学習の機会を促進する。		（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し，すべての女性及び女児の能力強化を行う。		（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し，持続可能な形で利用する。
	（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		（陸上資源） 陸域生態系の保護，回復，持続可能な利用の推進，持続可能な森林の経営，砂漠化への対処，ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	（エネルギー） すべての人々の，安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する。
	（インフラ，産業化，イノベーション） 強靭（レジリエント）なインフラ構築，包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

5　計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間とします。

ただし、令和7（2025）年度において中間見直しをするほか、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

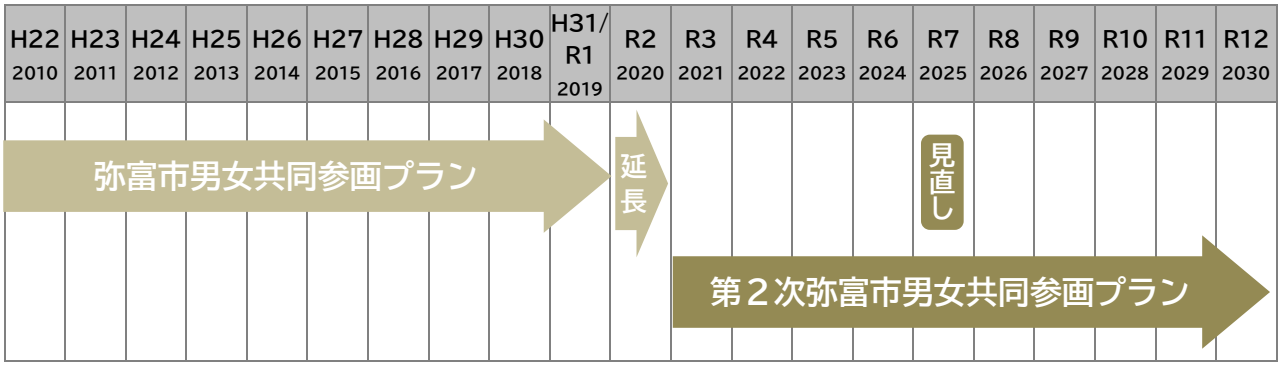

6　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民意識調査等の結果を基礎資料とし、本市における関連機関・団体・公募の委員により構成される「弥富市男女共同参画審議会」を開催し、内容の検討を行い、庁内部局で構成される「弥富市男女共同参画庁内連絡会議」において、施策等に関して庁内調整を図り、計画の具体的な事項に関して意見や情報の集約を行いました。

また、パブリックコメント（市民意見提出制度）を実施し、広く市民の意見の聴取と反映に努めました。

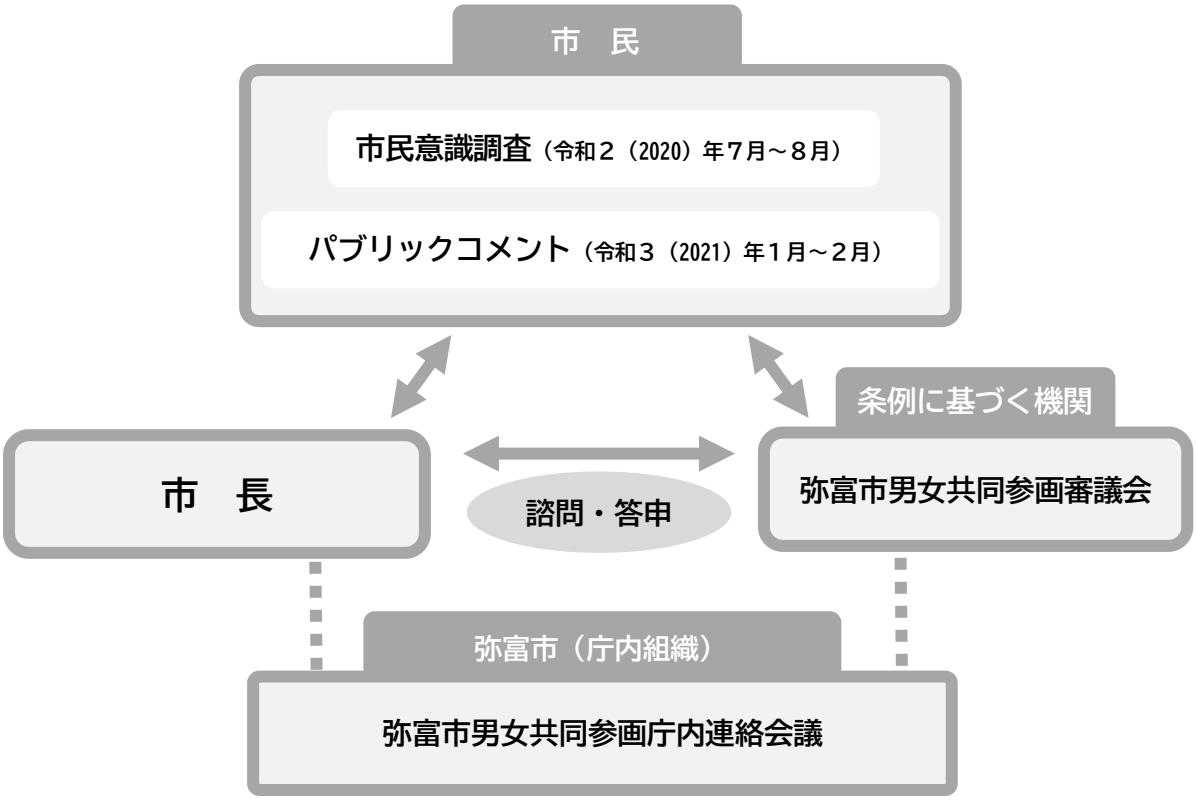

第2章　計画のめざす方向

1　基本理念

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

本市では、第2次弥富市総合計画において「地域でつくる『人・自然・文化』の調和　輝く未来へ繋ぐまち・弥富」を将来像として掲げ、男女共同参画を推進しております。

本計画においても、弥富市男女共同参画プランで掲げていた基本理念「男女ともに輝けるまちづくりをめざして」を踏襲し、男女が一人の人間として自立し、お互いに認めあい、支えあって社会のあらゆる場面で活躍できるまちをめざします。

基本理念

男女ともに輝けるまちづくりをめざして

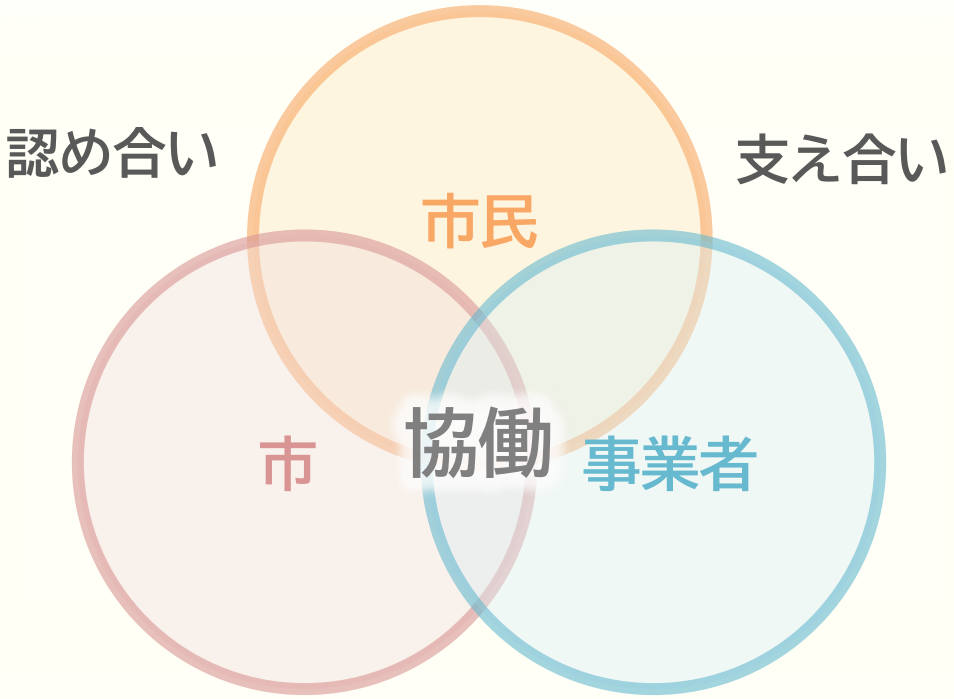

2　基本目標

基本目標１　や　弥富を愛する男女が学び、育てるまち　やとみ

自分たちの暮らす地域に愛着をもち、その地域や暮らしをより良いものにしていくには、男女共同参画の視点は大変重要です。

そのためには、固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進めていく必要があります。

男女がともに男女共同参画について学ぶ機会を増やし、子どもから大人まで男女共同参画を意識した行動ができるよう啓発や教育を推進し、「弥富を愛する男女が学び、育てるまち　やとみ」をめざします。

基本目標２　と　ともに活躍し、ともに支え合うまち　やとみ

家庭、地域、職場を構成する一員としてその役割と責任を担いながら、充実感のある豊かな暮らしをおくるには、職業生活をはじめ、余暇活動や家庭生活、地域活動等全体で考えていくべき課題です。

そのため、男女がそれぞれの個性と能力を磨き、ともに活躍することができるよう、多様なライフスタイルやニーズに対応した支援体制づくりや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を推進し、「ともに活躍し、ともに支え合うまち　やとみ」をめざします。

基本目標３　み　みんなが安心して健康に暮らせるまち　やとみ

男女共同参画社会は、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことや、個人としての人権が尊重され、その人らしく生活できることが大切です。

そのため、男女間の暴力的行為の根絶をめざすとともに、健康で安心できる暮らしを支援し、「みんなが安心して健康に暮らせるまち　やとみ」をめざします。

3　計画の体系

目標	重点課題	施策の方向
基本目標１ や 弥富を愛する男女が学び、育てるまちやとみ	① 男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進	Ⅰ　男女共同参画に関する啓発と情報の収集・提供 Ⅱ　固定的な性別役割分担意識の解消に関する啓発の推進
	② 男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習の充実	Ⅰ　男女共同参画の視点に立った教育の推進 Ⅱ　多様な選択を可能にする教育の推進 Ⅲ　多様な性のあり方についての認識を高める教育の推進
基本目標２ と ともに活躍し、ともに支え合うまちやとみ	① あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 Ⅱ　地域社会における男女共同参画の推進 Ⅲ　家庭生活における男女共同参画の推進
	女性活躍推進計画 ② 雇用の分野における男女共同参画の推進	Ⅰ　雇用と就業環境における男女共同参画の推進 Ⅱ　女性の人材育成と能力向上の支援
	女性活躍推進計画 ③ 多様なライフスタイルに対応した働き方の推進	Ⅰ　仕事と子育て・介護の両立支援 Ⅱ　育児・介護休業制度の普及・啓発
基本目標３ み みんなが安心して健康に暮らせるまちやとみ	DV対策基本計画 ① 男女間のあらゆる暴力の根絶	Ⅰ　ＤＶ防止や人権に関する意識啓発と教育の推進 Ⅱ　男女間の暴力の予防と相談体制の強化及び被害者への自立支援 Ⅲ　セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の推進
	② 互いに思いやる生涯を通じての健康づくり	Ⅰ　生涯を通じた男女の健康づくり支援 Ⅱ　母子保健・親子の健康支援の推進
	③ 安心して生活できるサービス等の充実	Ⅰ　ひとり親家庭への自立支援 Ⅱ　高齢者・障がい者・外国人等への支援

第3章　計画の内容

基本目標１

や　弥富を愛する男女が学び、育てるまち　やとみ

重点課題①　男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識※は、個人の能力の発揮や、生き方の選択の幅を狭めることにもつながり、男女共同参画の実現を阻害している要因となっています。男女共同参画社会の実現のためには、男女平等の意識を育むとともに、男女共同参画について正しい意識を持ち、その必要性を理解することが大切です。市民が男女共同参画の意識を高めるためにも、効果的な広報啓発活動を進めていく必要があります。
- 市民意識調査では、「さまざまな場における男女の地位」について、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は高く、前回調査と比較して増加している傾向がみられます。（図1）
- 市民意識調査では、「「男女共同参画社会」関連用語の認知度」について、全般的に低く、学ぶ機会や情報提供の不足が課題となっています。（図2）

※固定的な性別役割分担意識
…男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。（「男は仕事・女は家庭」等）

図１　さまざまな場における男女の地位（前回調査との比較）

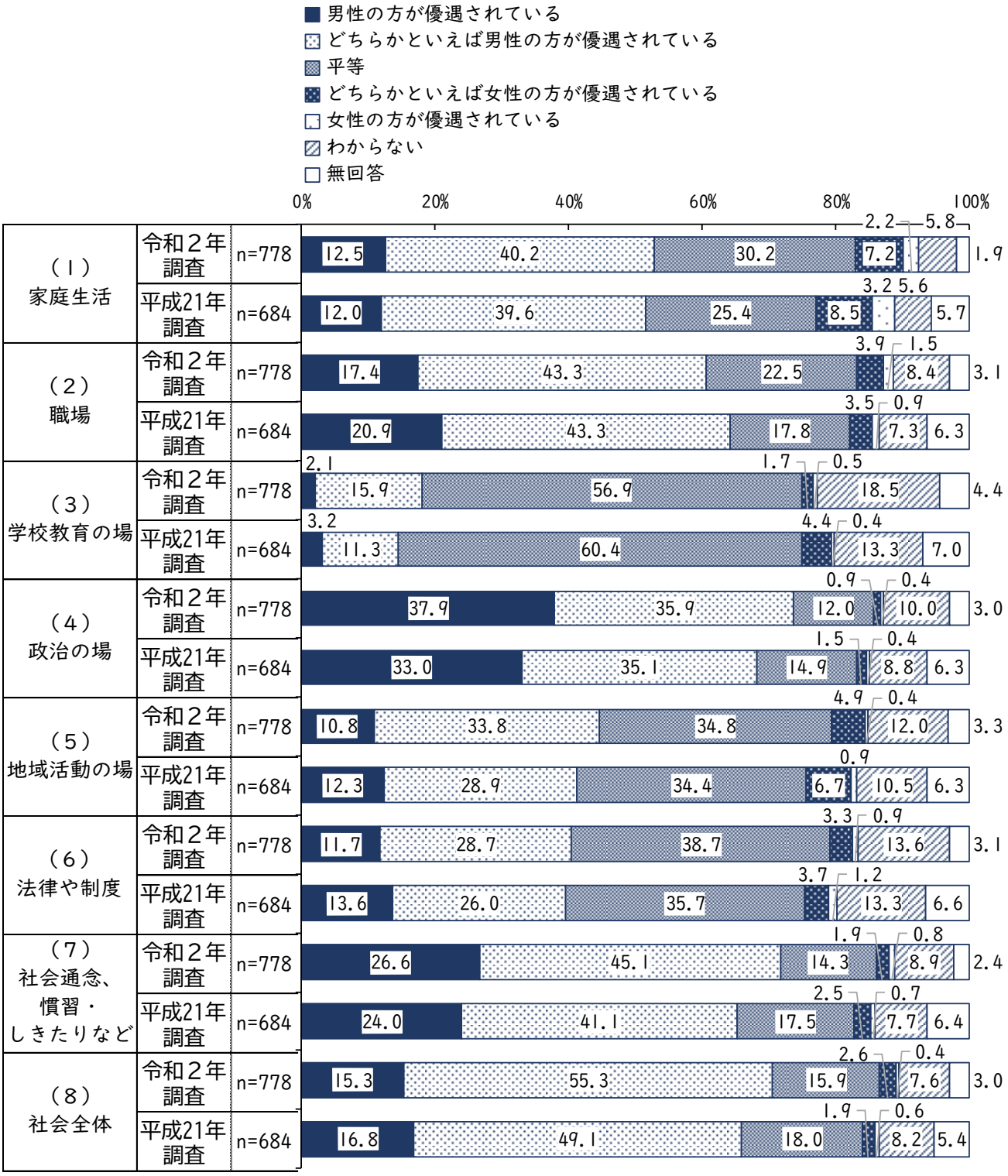

資料：（令 和 2（2020）年）弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査
（平成21（2009）年）弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 2　「男女共同参画社会」関連用語の認知度

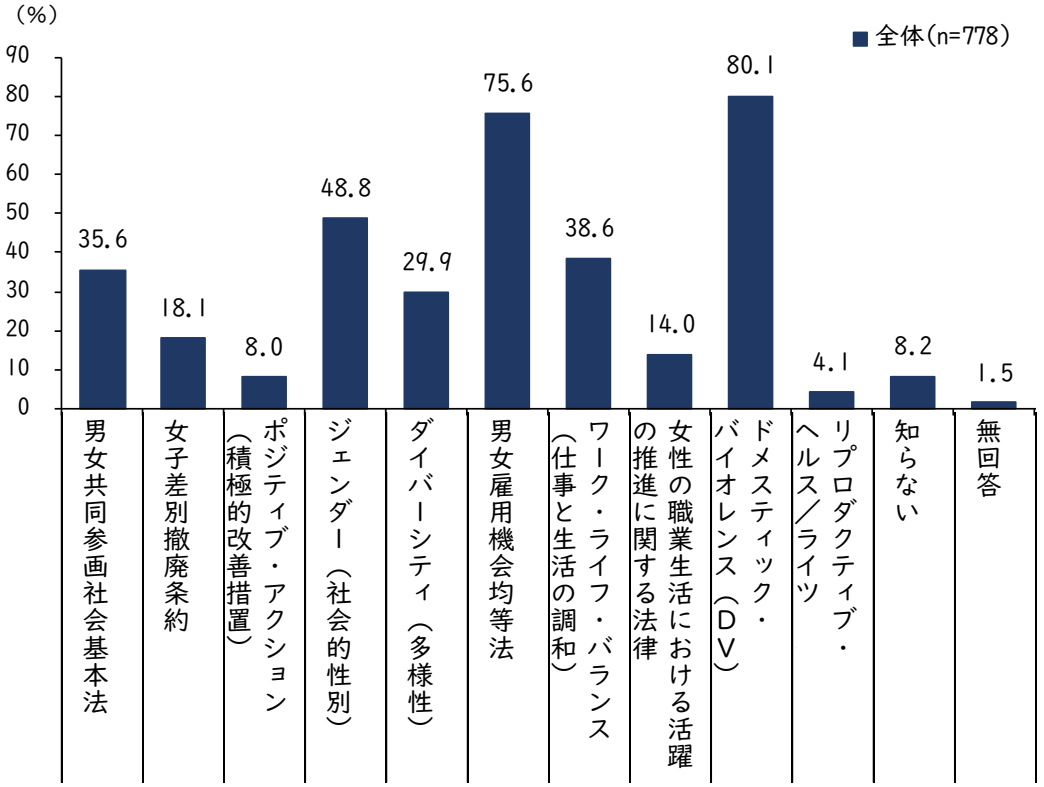

資料：（令和2（2020）年）弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

用語解説	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに施行の基本となる事項を定めたもの。男女が対等なパートナーとして社会に参画できることをめざした法律。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
ジェンダー（社会的性別）	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。
ダイバーシティ（多様性）	性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず、多様な人材を認め、積極的に活用しようという考え方のこと。
男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが多様で柔軟な働きやすい仕組みをつくること。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	職業生活において女性がその希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とする法律。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為。その中でも、交際相手からの暴力をデートDVという。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性自らが決定権をもつという考え。性と生殖に関する健康と権利と訳される。

方向性

施策の方向Ⅰ　男女共同参画に関する啓発と情報の収集・提供

男女共同参画社会を実現させるため、長い間の積み重ねの中で形成されてきた改めるべき制度や慣行に関する情報提供を積極的に行い、身近なところから男女共同参画の大切さについて正しい理解が深まるように、啓発していきます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**広報誌・ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進**	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりのため、広報誌やホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	市民協働課
2	**男女共同参画関連図書による情報提供**	男女共同参画意識の向上を図るため、男女共同参画週間等に、図書館で関連する図書のコーナーを設置します。	図書館

施策の方向Ⅱ　固定的な性別役割分担意識の解消に関する啓発の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として尊重される社会を形成するため、あらゆる機会を通じて男女共同参画の啓発に努めます。

市から発信する情報については、男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**男女共同参画に関する講演会・セミナーの開催**	固定的な性別役割分担意識の払拭、制度・慣行等の見直しにつながるよう、「あいち国際女性映画祭」や「男女共同参画サテライトセミナー」の開催を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市民協働課
2	**広報等における固定的な性別役割分担意識の解消**	市の各種刊行物やホームページ等において、国や県の作成した資料を活用し、固定的な役割表現等を使用しない等適切な表現とするよう配慮します。	人事秘書課

■ 重点課題②　男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習の充実

現状と課題

- 次世代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるようにしていくことが重要です。また、子どもたち一人ひとりが将来を見据えて自己形成ができるよう、家庭や学校、地域等社会全体で取り組んでいくことが重要です。

- 平成30（2018）年度より学校教育における道徳が「特別の教科　道徳」として教科化され、本市では、令和2（2020）年度より弥富市人権教育研究部会が発足しました。
  このように、以前にも増して、人権尊重を念頭に置いた教育が展開されるようになっており、その中で、男女の相互理解や協力を推進する機会が増加しています。

- 生涯学習において、市民一人ひとりが男女平等と相互の理解や協力について学習することができるよう講座を企画していくことが求められます。また、市民一人ひとりに必要な講座情報を届けることができるよう適切な周知方法について検討し、充実を図る必要があります。

- 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）※の方々は、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中で様々な困難に直面しています。多様な性のあり方について、より理解が進むよう幅広い取組が求められています。

- 市民意識調査では、「さまざまな場における男女の地位」について、中学生意識調査と比較して「男女平等」と回答した人の割合に大きな差があることが課題となっています。（図3）
  子どもたちが成長するにあたり、さまざまな場において「男女平等」という意識を持つことができるような社会形成を進めていくことが必要です。

- 市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について、前回調査と比較して否定的な回答をした人の割合は高く、固定的な性別役割分担意識の解消について、改善している傾向がみられます。（図4）
  一方で、「子どもの育て方」について、「男の子、女の子と区別せず、個性を尊重する方が良い」と回答した人の中でも、「どのような人間に育ってほしいか」の回答について男女差がみられます。（図5・図 6）
  このような無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在に気づき、解消していく必要があります。

※性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）
…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダー等、性的指向が異性愛ではなかったり、性自認と出生時に割り当てられた性別が異なる人々などのこと。

図 3　さまざまな場における男女の地位（中学２年生との比較）

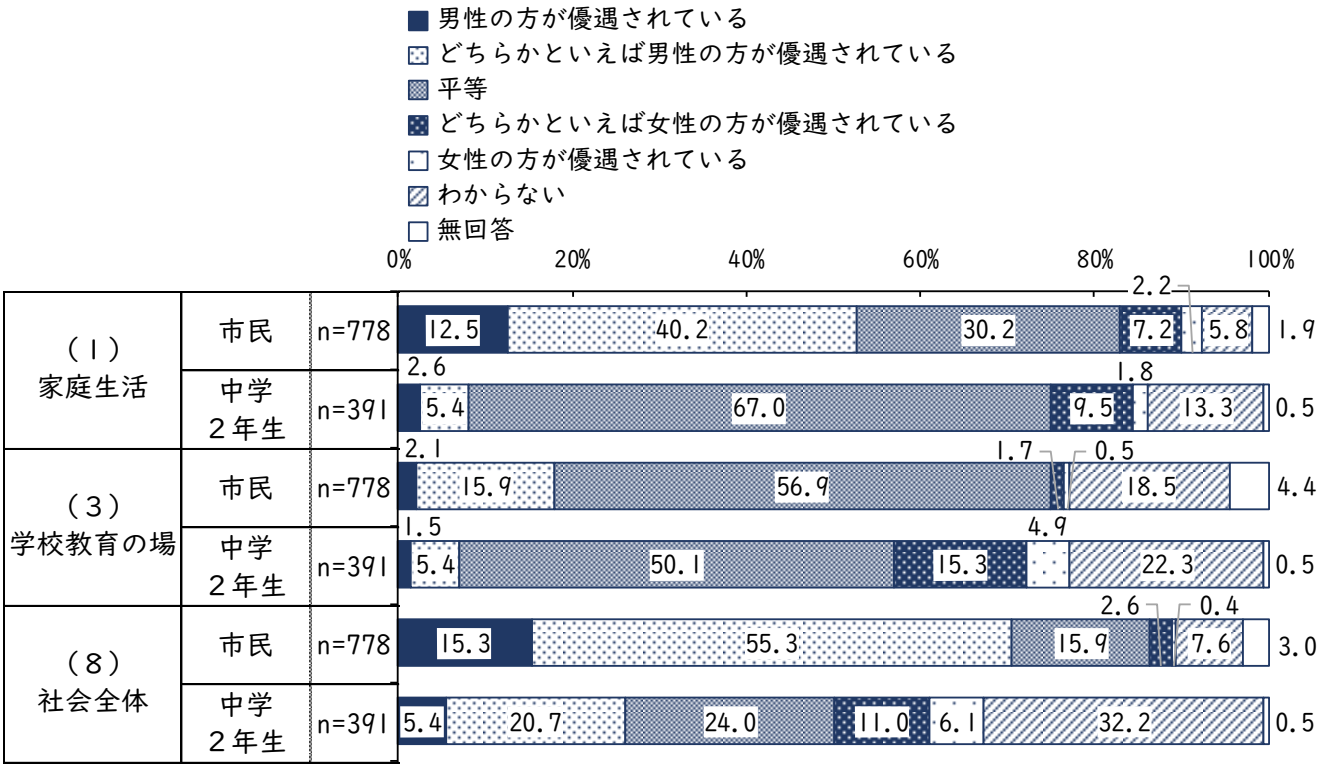

資料：(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 4　夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（前回調査との比較）

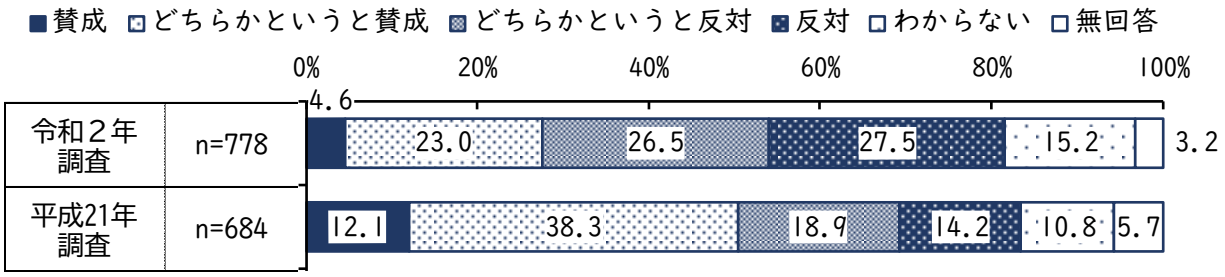

資料：(令 和 2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査
(平成21(2009)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 5　「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方について

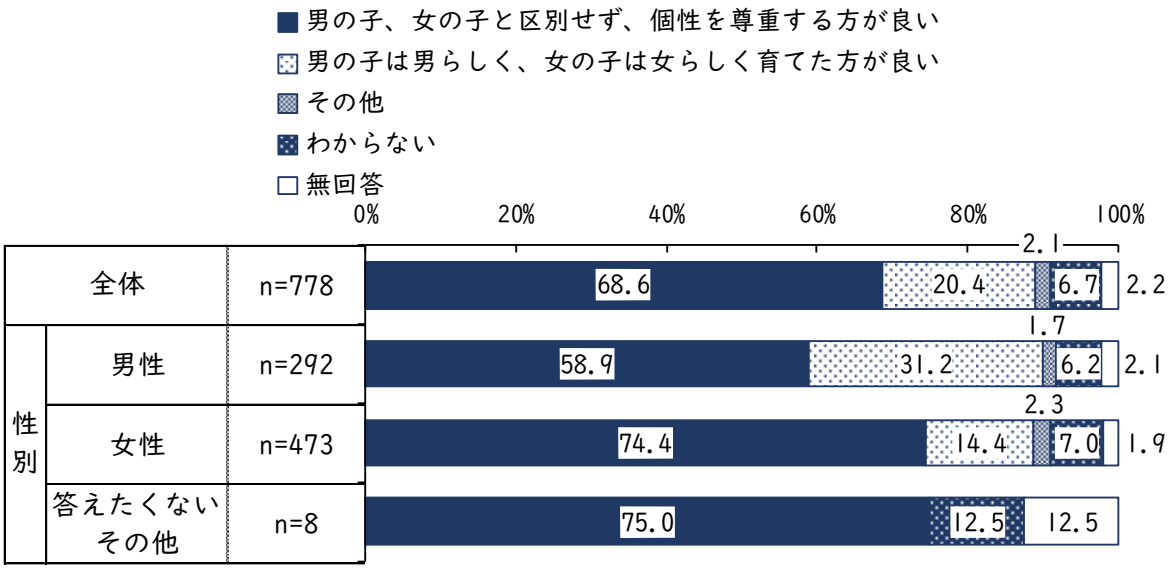

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 6　【クロス集計】

(図 5　子どもの育て方について)

「男の子、女の子と区別せず、個性を尊重する方が良い」と回答した人

×「どのような人間に育ってほしいか」

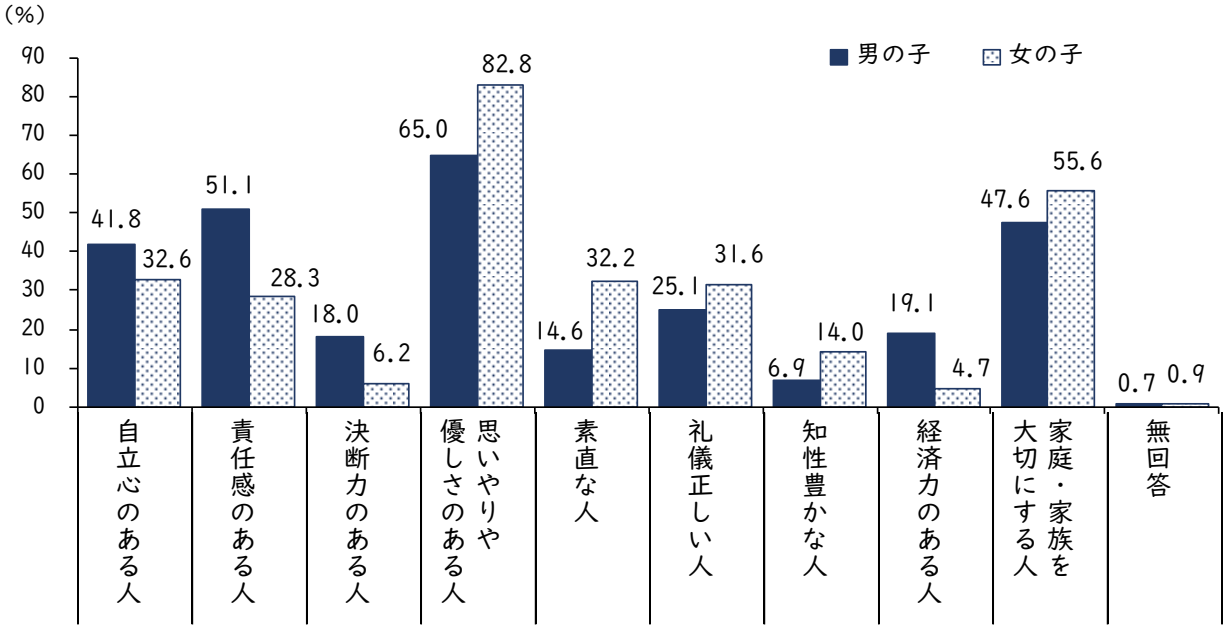

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

方向性

施策の方向Ⅰ　男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育において、子どもたちの成長段階に応じた人権教育・啓発と、一人ひとりの個性と能力を育てる教育活動を推進します。また、学校生活の中で男女共同参画が実践できるように、様々な授業・活動に活かしていきます。

学校・地域・家庭・職場等あらゆる分野で、男女がそれぞれの能力を発揮できるように、男女共同参画の視点・テーマを取り入れ、学ぶ機会を広く確保し、市民の参加を促進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**学校教育における男女平等を推進する教育**	「特別の教科　道徳」を中心に、人権尊重や男女平等に視点をおいた教育を行います。また、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課
2	**子どもが男女共同参画について考える機会の提供**	男女共同参画意識を育み、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう、小中学生対象のポスターコンクールの実施等を通じて、子どもへの男女共同参画に関する教育の充実を図ります。	市民協働課
3	**学習機会における環境整備**	市主催講演会やセミナーにおいて、託児サービスを実施することにより、だれもが参加しやすい環境を整えます。	市民協働課
4	**生涯にわたる学習機会への参加促進**	市民一人ひとりが男女共同参画について学べるよう家事や育児、家庭教育、認知症の理解に関する講座等男女共同参画の視点に立った講座や教室を開催し、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。	生涯学習課

施策の方向Ⅱ　多様な選択を可能にする教育の推進

学校において、入学時から様々な機会をとらえて、男子向き女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、児童生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付け、幅広い分野への進路・職業選択ができるようにするとともに、職場体験を推進し、勤労観・職業観を育てるキャリア教育※を推進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**男女平等観に基づく進路指導・キャリア教育の実施**	職場体験学習等を通じて、児童生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択を支援します。	学校教育課

※**キャリア教育**…個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。

施策の方向Ⅲ　多様な性のあり方についての認識を高める教育の推進

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方々が、偏見や差別を受けることがないように、正しい情報の提供により、人権への理解を深めていくための意識啓発を推進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解促進**	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解を広めるため、広報誌やホームページを通じて意識啓発を推進します。	市民協働課

目標指標及び目標値

指標	現状値 （※）	目標値 令和 12（2030）年度
男女共同参画に関する言葉「ジェンダー（社会的性別）」の認知度（市民意識調査）	48.8%	60.0%
社会全体における男女の平等感が「平等」の割合（市民意識調査）	15.9%	50.0%
学校生活の場における平等感（学校生活の場で男女の地位が「平等」と回答した中学生の割合）（中学生意識調査）	50.1%	60.0%
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」について「そう思わない」と回答した中学生の割合（中学生意識調査）	37.9%	50.0%
性的少数者に関する言葉「LGBT」の認知度（市民意識調査）	67.2%	80.0%

※資料：（令和2（2020）年）弥富市　男女共同参画に関する市民（中学生）意識調査

市民・地域・事業者等に望まれる役割

男女共同参画に関する講座やイベント等へ積極的に参加しましょう。

子どもたちに男女平等の意識を育む教育を行いましょう。

性別によって能力や担当等を決めつけるのではなく、一人ひとりの資質や個性、能力を大切にしましょう。

基本目標２

ともに活躍し、ともに支え合うまち　やとみ

重点課題①　あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進む中、社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や新たな発想を取り入れるため、様々な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。
  しかし、本市の審議会等における女性の登用率は、上昇傾向にありますが、全国や愛知県と比べて低い状態にあります。（図7）政策・方針決定の過程における女性の登用をさらに促進し、女性の視点を施策に反映していく必要があります。

- あらゆる分野での男女共同参画の視点が求められている中において、男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要です。本市では、各種セミナーや研修会について、市女性の会の方に受講して頂いていますが、近年、市女性の会の会員の減少がみられます。

- 災害に対する市民の意識の高まる中、男女のニーズの違いや、障がい者・高齢者等の「避難行動要支援者」等を考慮し、性別・年齢に関係なくあらゆる方の意見を取り入れながら防災・減災対策を推進していくことが必要です。

- 市民意識調査では、「地域活動への参加状況」について、「地域活動へ現在参加している」と回答した人の割合は、25％に満たない状況です。
  多様化する市民ニーズや少子高齢化社会に対応していくためにも、誰もが地域活動への積極的な参画が不可欠です。（図8）

- 市民意識調査では、「男性の家事等への積極的な参加に必要なこと」について、「男性が家事・育児等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」と回答した人の割合は高くなっています。
  固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児の多くを女性が担っている実態があり、男性の家庭参画を促進するためには、男性の家事・育児参加への抵抗感をなくすための取組が求められています。
  （図9）

図 7　審議会女性登用率（全国・県との比較）

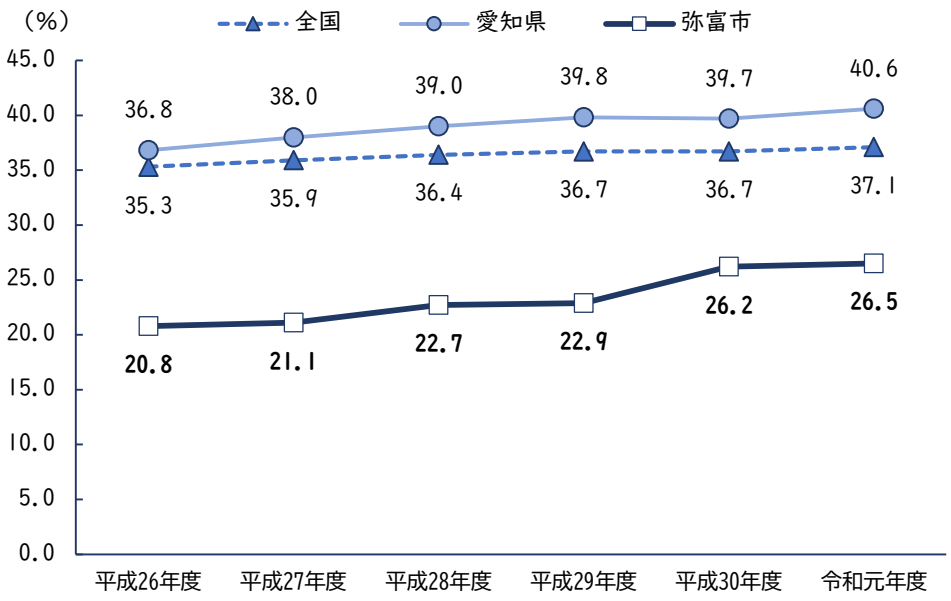

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調べ」
（各年4月1日現在）

図 8　地域活動への参加状況

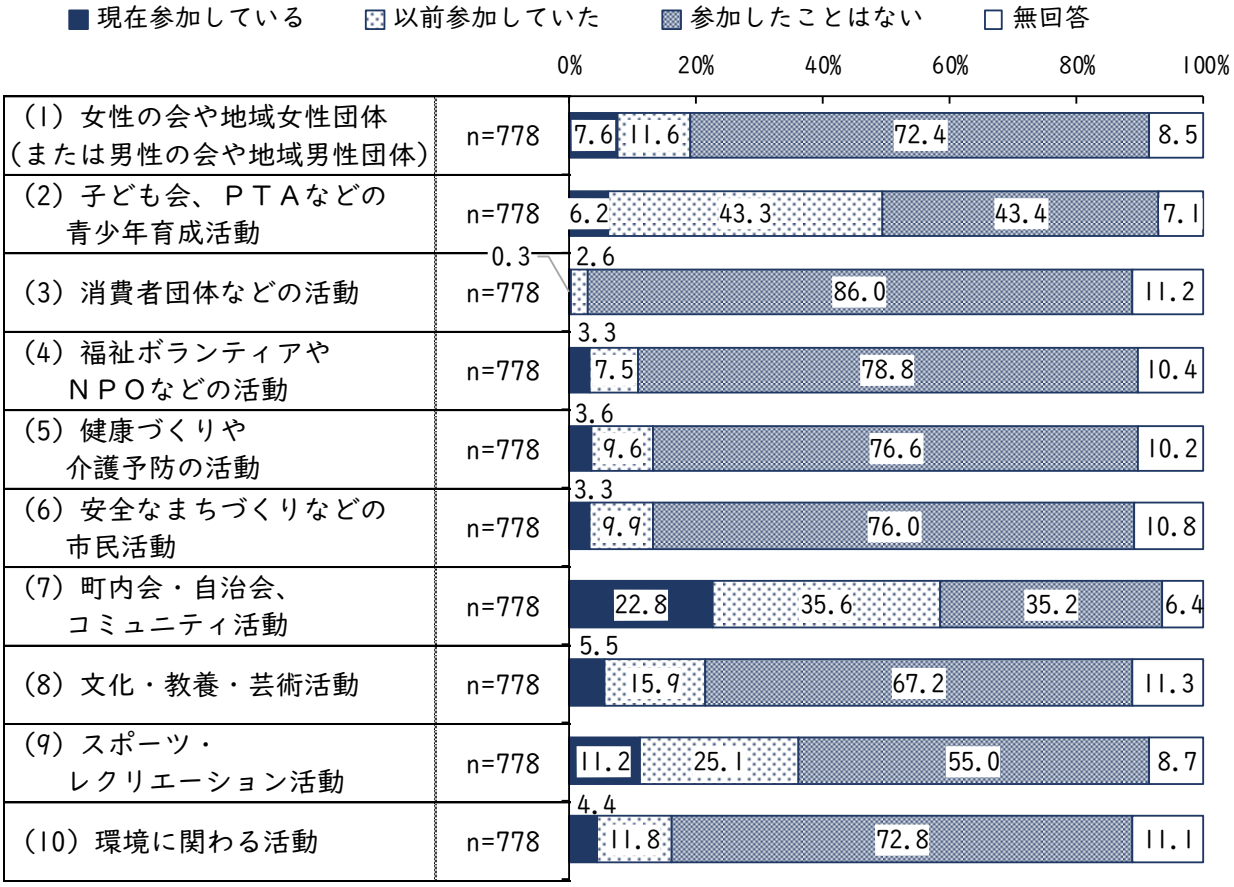

資料：（令和2（2020）年）弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 9　男性の家事等への積極的な参加に必要なこと

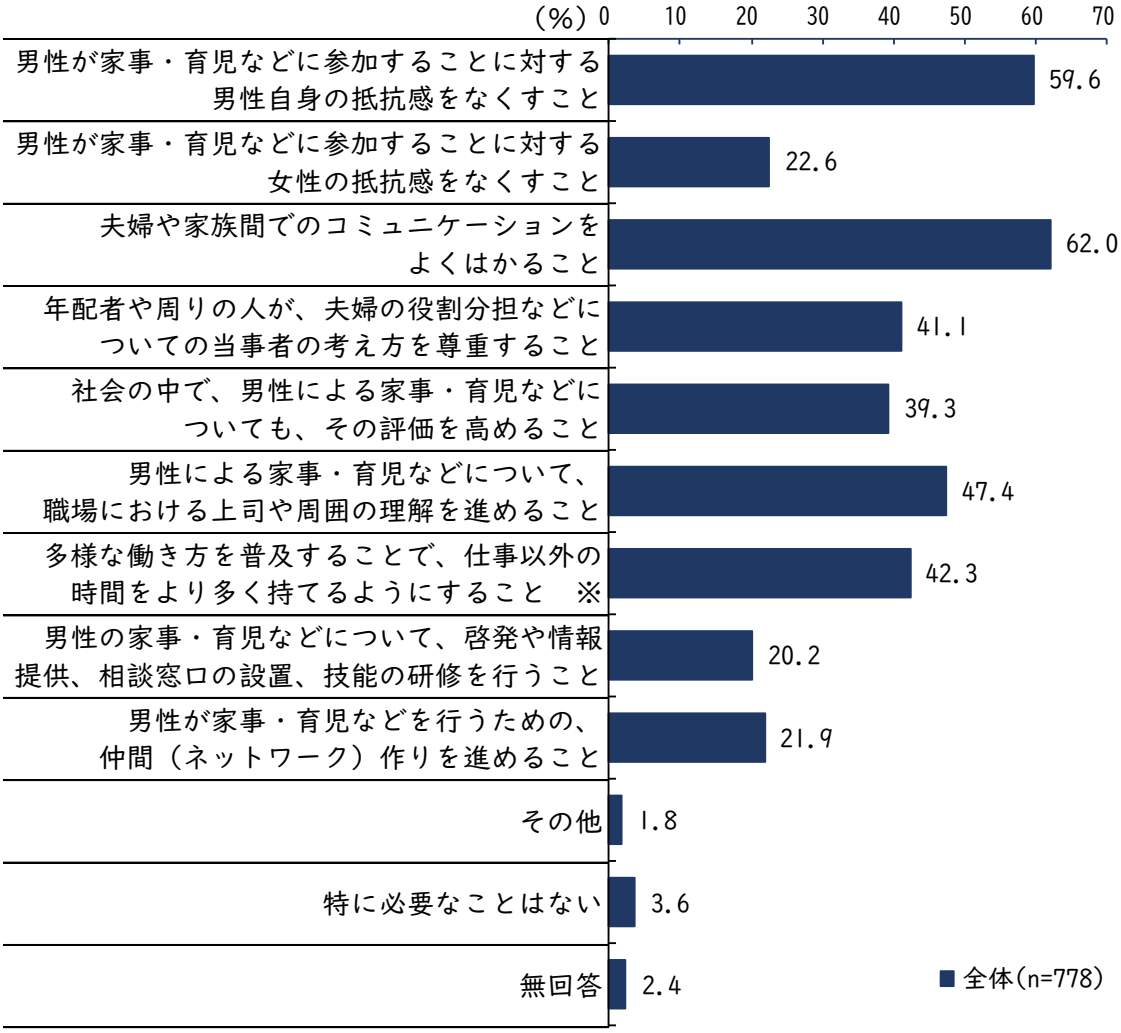

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

※「労働時間の短縮や休暇制度、テレワーク等のICT(情報通信技術)を利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」

方向性

施策の方向Ⅰ　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の審議会等への女性の積極的な登用等にあたり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に努めるとともに、様々な取組に男女が共に参画し、協働で推進されるように努めます。また、女性職員の能力を十分に活かせるように、政策や方針を決定する過程からの参画に努めるとともに、男女問わず職員研修の確保と参加促進を図ります。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**審議会、委員会※1等への女性委員登用の推進**	行政委員会※2及び審議会等において、女性の参画がさらに図られるように、女性委員の登用を積極的に行います。また、女性委員比率の調査・把握に努めます。	市民協働課 （全課）
2	**女性人材の育成・活用**	「男女共同参画人材育成セミナー」や「女性教育指導者研修会」への参加を促し、各種審議会・団体等において、男女共同参画の視点に立って活動できる女性リーダーの育成と確保を図ります。	市民協働課 生涯学習課
3	**市の管理職への女性登用推進及び専門・実務研修の実施**	管理職の登用において、性別にとらわれることなく個人の能力や適性を公平に評価し、管理職にふさわしい人材の登用を継続します。また、人材の育成や能力の開発・向上のための職員研修は、性別にこだわることなく均等に行います。	人事秘書課

※1　審議会・委員会
…地方自治法 202 条の 3 に基づき、法律、条令の定めにより設置している附属機関及び市の要綱に基づき設置している委員会。

※2　行政委員会
…地方自治法 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に基づき設置するもの。本市では教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会。

施策の方向Ⅱ　地域社会における男女共同参画の推進

男女が協力して取り組む活動、様々な分野での地域活動等の支援を行い、男女の共同参画を促進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**地域活動に関する情報提供**	自治会や各種団体等の様々な地域活動において男女がともに参画しやすいよう区長会や地域づくり補助金説明会・交流会を通じて、情報提供を行います。	市民協働課
2	**女性団体等への支援と協力体制の強化**	市女性の会等の団体を支援し、活性化を図るとともに、各種イベント等参加への協力体制を強化します。	生涯学習課 市民協働課
3	**防災対策における男女共同参画の推進**	防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の運営等災害時における女性の視点を取り入れます。	防災課

施策の方向Ⅲ　家庭生活における男女共同参画の推進

家事・育児・介護等に参画するための学習や交流の場を提供します。また、男性の家庭参画が社会に浸透するよう、男性に向けた意識啓発を通じて周囲の理解促進に取り組みます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**生涯にわたる学習機会への参加促進【再掲】**	市民一人ひとりが男女共同参画について学べるよう家事や育児、家庭教育、認知症の理解に関する講座等男女共同参画の視点に立った講座や教室を開催し、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
2	**妊娠期の子育てに関する情報提供**	「パパママ教室」を実施し、これから父親・母親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
3	**介護者支援事業の充実**	地域包括支援センターにおいて、認知症介護者相互の交流を図る機会を提供します。	介護高齢課
4	**男性に向けた意識啓発及び男性の家庭参画への周囲の理解促進**	男性に向けて家事・育児・介護等への参画を促進する啓発を行います。また、男性の家庭参画の意義を広報誌やホームページを通じて発信し、周囲への理解を促進します。	市民協働課

■ 重点課題②　雇用の分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

現状と課題

- 性別を理由とする差別的扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント[※1]、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱いやハラスメント等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向けて不可欠です。

- 家族経営の多い農家においては、法人経営の場合とは異なり、労働時間や報酬等労働条件があいまいなまま従事することが少なくありません。
  女性の場合、経営に関する役割に加え家事の負担も担うことが多くなっており、家族経営の農家が経営と家庭を健全な状態に両立させるには、家族間、男女間の役割を明確化し、男女が共同して経営と家庭に参画する必要があります。
  しかし、新規就農者が少ない本市の現状においては、新規就農者の中から家族経営協定[※2]の締結数を増やしていくことは難しい状況であるため、既存の農家の中で家族経営協定の未締結農家に対し、経営移譲や認定農業者の認定更新等の機会を利用して、家族経営協定の締結を提案していく必要があります。

- 市民意識調査では、「男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと」について、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人の割合は高く、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報提供や相談の実施等、就職に対する支援を行うとともに、女性の幅広い分野への進出を支援していくことが必要です。（図10）

※1　セクシュアル・ハラスメント
…相手の意思に反して、不快感を与えたり不安な状態に追いこむ性的な言動や行為のこと。

※2　家族経営協定
…家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

図 10　男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと

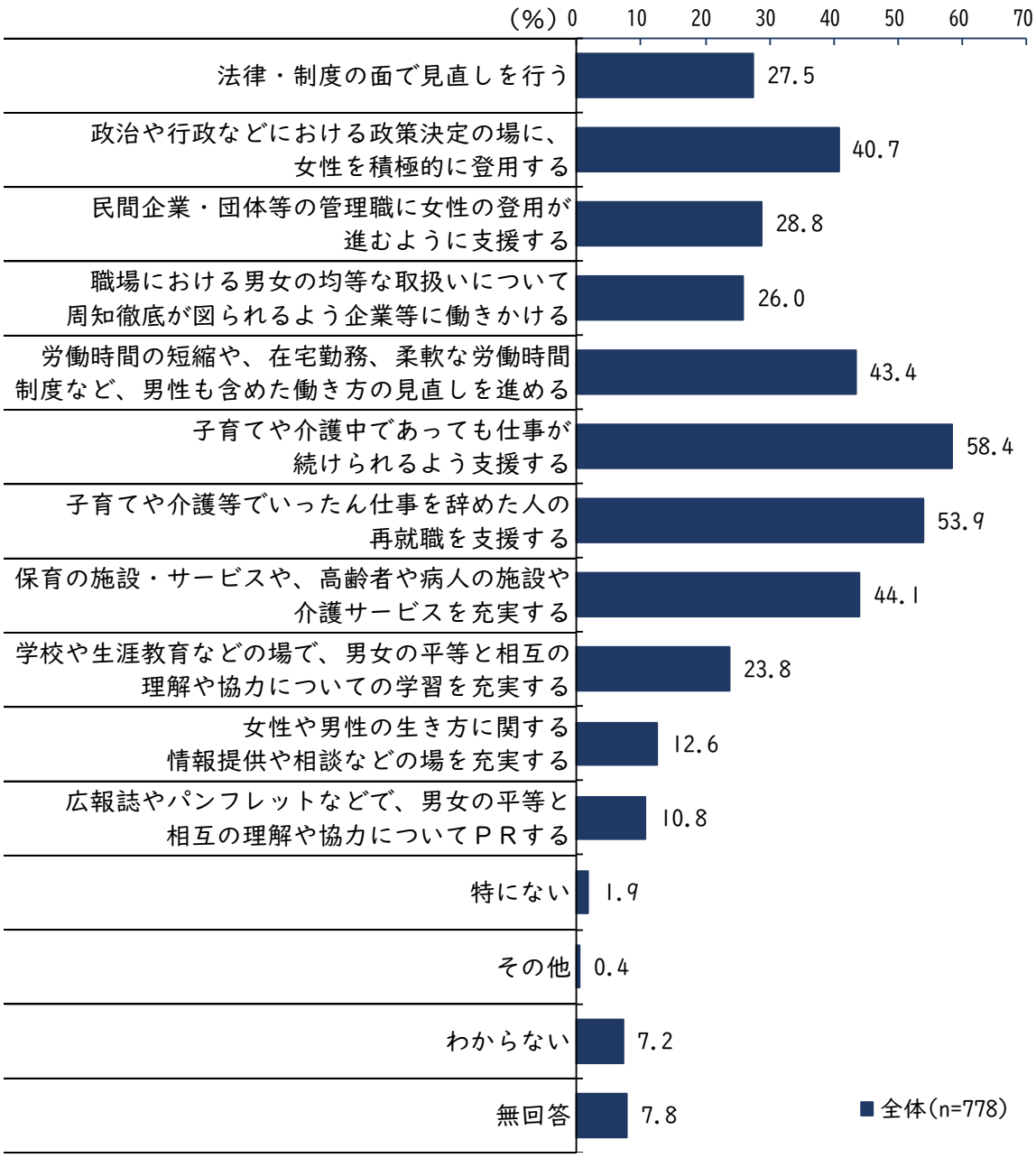

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

方向性

施策の方向Ⅰ　雇用と就業環境における男女共同参画の推進

男女が意欲と能力を発揮できるように、関係機関と連携して男女雇用機会均等法等の周知を行います。また、男女が働きやすい職場環境づくりに向けて、関係機関と連携して働きかけます。さらに、家族労働者や自営業等多様な就業の形態やニーズをふまえた雇用・職場の環境づくりを促進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**事業主に対する法制度に関する周知・啓発**	事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令について、関係機関との連携により周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。また、女性の活躍を促進するため、ホームページを通じて企業が実践している取組事例を紹介します。	商工観光課
2	**労働者に対する法制度に関する周知・啓発**	自営業等に従事する女性が仕事と家事との区別がなく働き続けることがないように、労働条件や待遇等の改善を図るため、関係機関と連携し家内労働法の周知等に努めます。	商工観光課
3	**家族経営協定締結の推進**	農業者の経済的自立のため、経営移譲や認定農業者の認定更新等の機会を利用して、家族経営協定の締結を促進します。	農政課

施策の方向Ⅱ　女性の人材育成と能力向上の支援

女性のエンパワーメント※を促進し、人材の育成と、女性のチャレンジ支援に努めます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**女性の就労や再就職を支援するための情報提供**	子育て・介護等のライフステージにおける多様な働き方が可能となるよう関係機関と連携して情報提供を行います。	商工観光課
2	**起業・創業に関する支援**	創業をめざす方への支援と、創業に関心が少ない方へ創業の関心を深めるため、商工会等関係機関と連携し、創業支援等ネットワークを形成し、創業検討段階から創業後５年程度の方を中心に創業・開業に関するセミナーの実施や創業実例紹介コーナーを開設し、あらゆる課題を解決するための専門家による相談・支援制度の拡張を行いながら、開業率の向上、雇用促進を図っていきます。	商工観光課

※女性のエンパワーメント

…女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

■ 重点課題③　多様なライフスタイルに対応した働き方の推進
【女性活躍推進計画】

現状と課題

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、一人ひとりの健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするともに、家庭生活においても家事や子育て、介護等の責任を分かち合って、安心して豊かに生活していく上で重要なものです。多様な働き方を推進し、子育て・介護支援の充実を図る等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境の整備が必要です。

- 本市では、共働き家庭や核家族の増加により、児童クラブの利用者は年々増加しており、待機児童が出ないよう定員を増やして対応しています。（図11）

- 本市では、ファミリー・サポート・センター※では、育児の援助をする人（協力会員）より援助を必要とする人（利用会員）の方が多いため、子育て支援体制を充実させるためには協力会員を増やしていく必要があります。

- 市役所では、毎週水曜日、給料支給日、育児の日（毎月19日）、期末手当及び勤勉手当支給日を全庁一斉定時退庁日とし、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。
  また、職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活のための時間の確保や育児・介護等、職員個人の置かれた状況に応じた多様な働き方・生き方が選択できるような職場環境の整備を進めます。

- 市民意識調査では、「男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきこと」について、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「労働時間の短縮や、在宅勤務、柔軟な労働時間制度等、男性も含めた働き方の見直しを進める」と回答した人の割合が高くなっており、仕事を続けたい人が、介護や子育てを理由に仕事の継続が出来なくなることがないよう、子育て支援の充実や、育児休業や介護休業制度の普及・啓発を推進するとともに、仕事と家庭の両立が出来るよう、働き方の見直しを進めることが必要です。（図12）

※ファミリー・サポート・センター
…乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

図 11　世帯の状況

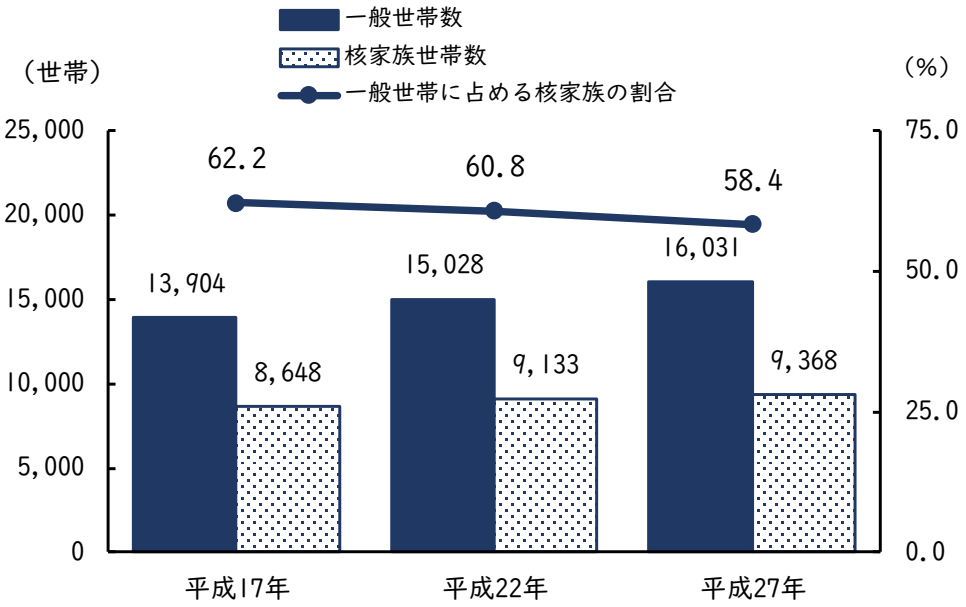

資料：国勢調査

図 12　男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこと【再掲】

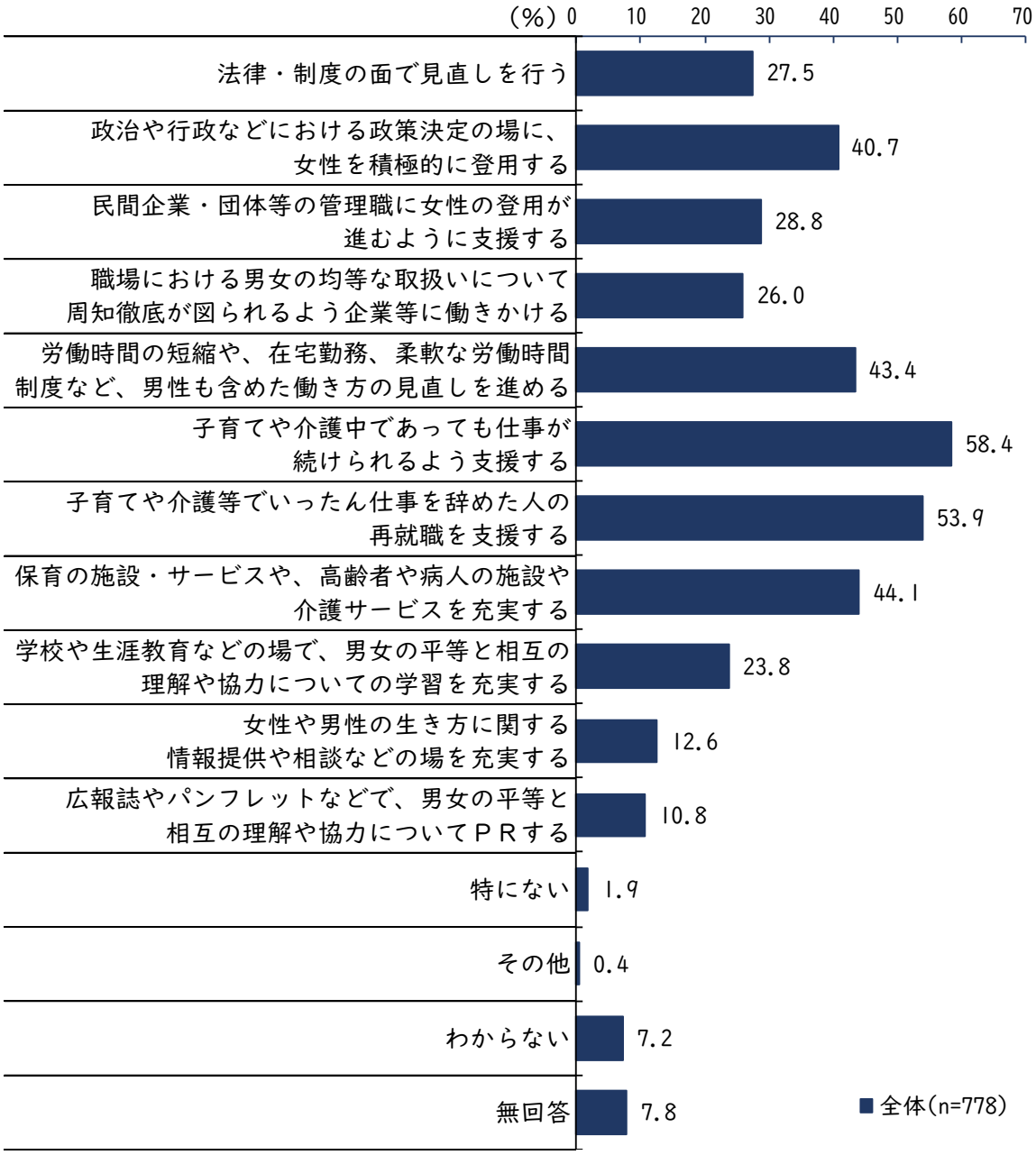

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

方向性

施策の方向Ⅰ　仕事と子育て・介護の両立支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の大切さを啓発するとともに、核家族化や共働き家庭の増加等の社会状況の変化による多様なニーズの高まりへ対応した保育サービスや介護サービス等の充実を図りながら、家事、育児、介護等を男女がともに担う環境づくりの充実に努めます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**保育サービスの充実**	待機児童数０を維持し、延長保育事業や一時保育事業等の保育サービスの充実を図ります。	児童課
2	**子育て支援センター事業の充実**	子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるような、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、より多くの子育て家庭が利用できるよう子育て支援体制の充実を図ります。	児童課
3	**放課後児童クラブ事業の充実**	保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校在籍児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため放課後児童クラブ事業の充実を図ります。	児童課
4	**ファミリー・サポート・センター事業の充実**	地域住民の相互援助による子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業を周知し、協力会員の増加に努め、多様なニーズに対応できるように、事業の充実を図ります。	児童課
5	**病児・病後児保育事業の充実**	保護者の就労形態の多様化に対応して、病気等の子どもを安心して預けられる場の提供を行います。	児童課
6	**介護者を支援するサービスの充実**	家族等で介護を行う人を支援するため、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。また、円滑にサービスが利用できるように、制度等の情報提供を行います。	介護高齢課
7	**市役所における全庁一斉退庁日の実施**	ワーク・ライフ・バランスの観点から時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。	人事秘書課

施策の方向Ⅱ　育児・介護休業制度の普及・啓発

仕事と家庭生活の両立を支援するため育児･介護休業制度等※啓発･利用促進に努めます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**事業所等への育児・介護休業制度取得推進の働きかけ**	女性だけでなく男性への育児休業及び介護休業制度の普及啓発を図り、育児や介護を行う男女が働き続けやすい環境づくりを推進します。	商工観光課
2	**市役所における男性職員の育児参加促進のための支援**	女性職員だけでなく男性職員への育児休業取得を促す等、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めます。	人事秘書課
3	**市役所における全庁一斉退庁日の実施**	職員が育児に親しむため、毎月19日を「育児の日」として、時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。	人事秘書課

※育児・介護休業法

…（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図ることにより、仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。

目標指標及び目標値

指標	現状 令和元(2019)年度	目標値 令和 12(2030)年度
審議会等における女性委員比率	(令和２（2020）年４月) 23.57%	40%以上 60%以下
行政委員会における女性委員比率	(令和２（2020）年４月) 14.29%	30.0%
防災ワークショップに占める女性の割合	41.8%	45.0%
乳児への家庭訪問率	89.8%	98.0%
家族経営協定締結農家数	34 件	44 件
ファミリー・サポート・センター会員数	632 人	700 人
保育所における待機児童数	０人	０人
ファミリーフレンドリー企業※登録数	８件	19 件

※ファミリーフレンドリー企業
…仕事と育児・介護・地域活動等仕事以外の活動を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業。愛知県ではワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けている。

市民・地域・事業者等に望まれる役割

企画や意思決定の場や、地域活動の方針決定の場に、男女の均等な参画を推進しましょう。
地域の課題への関心を高め、男女にかかわりなく諸活動に参加しましょう。
育児・介護休業法等、各種制度の情報を入手し、活用しましょう。
働き方の見直し及びワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。
男女がともに育児・介護休業をとりやすい環境を整えましょう。

基本目標３

み　みんなが安心して健康に暮らせるまち　やとみ

重点課題①　男女間のあらゆる暴力の根絶【ＤＶ対策基本計画】

現状と課題

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。
  暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を推進することが重要です。また、DV被害者の生活再建と自立のための支援を行っていくことが重要であり、各種支援制度・事業がDV被害者の支援のために十分に活用されるよう庁内関係部署及び関係機関と連携を図る必要があります。

- 市民意識調査では、「DVの被害経験」について、約8人に1人が、何らかのDVを受けたことがあると回答しています。また、「DVの相談先」について、「相談しようと思わなかった」と回答した人の割合が高くなっており、年齢や性別にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止する必要があります。（図13・図15）

- 市民意識調査では、DV被害にあった人の「DVの種類」について、「精神的暴力（おどす、ののしる、無視する、監視する等）」と回答した人の割合が高くなっており、前回調査と比較して「経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを妨害する等）」と回答した人の割合が高くなっています。（図14）
  このような精神的暴力や経済的暴力は、被害者自身がDVを受けているという自覚がないことが多いため、被害が潜在化しやすい傾向があります。
  DVには、殴る・蹴る等の身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等があることを周知・啓発する必要があります。

図 13　ＤＶの被害経験

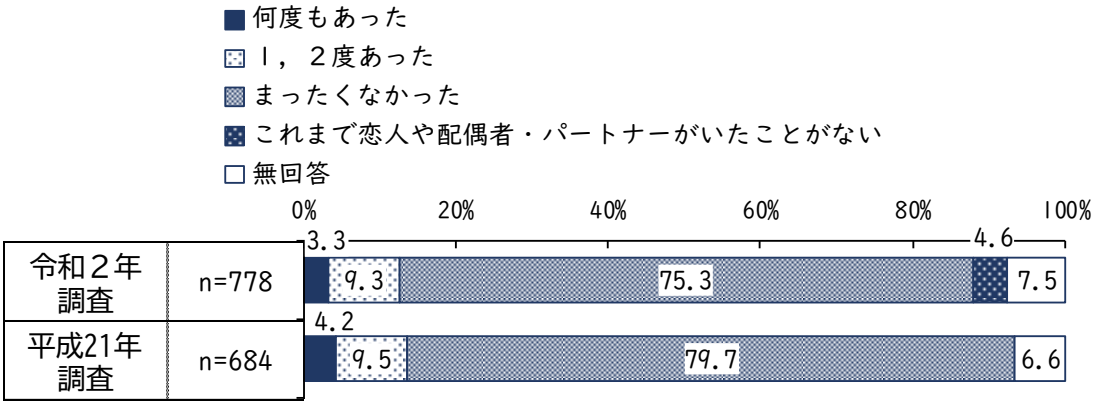

資料:(令 和 2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査
(平成21(2009)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

※「これまで恋人や配偶者・パートナーがいたことがない」は令和2年調査のみ。

図 14　ＤＶの種類

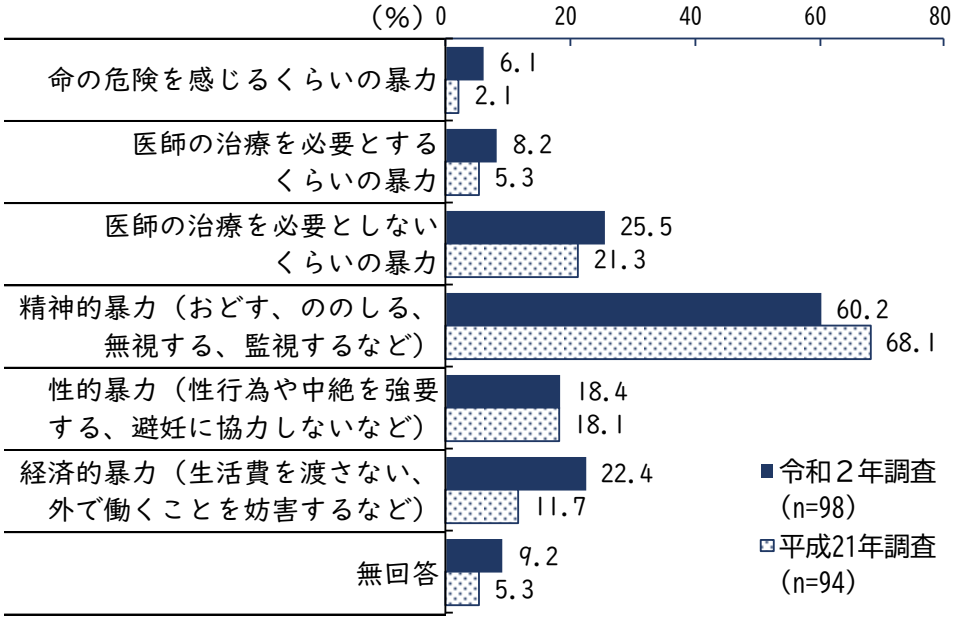

資料:(令 和 2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査
(平成21(2009)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

図 15　ＤＶの相談先

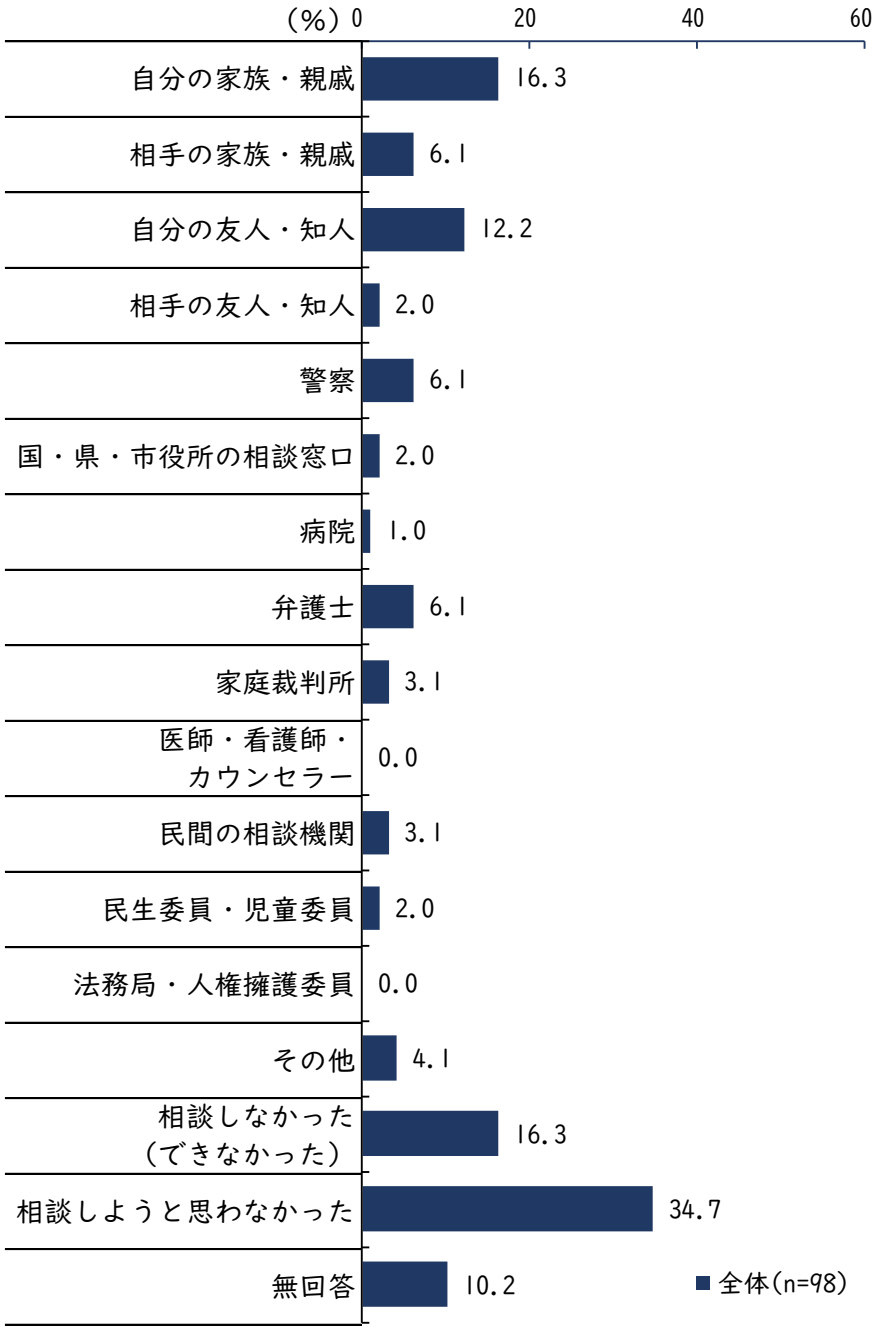

資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

方向性

施策の方向Ⅰ　ＤＶ防止や人権に関する意識啓発と教育の推進

人としての尊厳が守られ、男女が責任を担いながら対等な立場で支え合って生きる社会をめざし、DV防止や人権に関する意識啓発や相談に関する施策を推進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**ＤＶ防止に向けた意識啓発**	DVについて人権を侵害する行為であるという理解を深めるため、広報誌やホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	市民協働課
2	**人権尊重に関する意識啓発活動の実施**	広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	福祉課
3	**人権に関する各種相談窓口の周知**	人権に関する各種相談窓口について、広報誌やチラシの配布等を通じて周知を図ります。	福祉課
4	**幼少期における人権意識を育むための活動**	幼少期から人権意識を育むため、保育所において人権擁護委員とのふれあい会を行います。	福祉課
5	**性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解促進【再掲】**	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解を広めるため、広報誌やホームページを通じて意識啓発を推進します。	市民協働課

施策の方向Ⅱ　男女間の暴力の予防と相談体制の強化及び被害者への自立支援

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深めその発生を防止あるいは早期に発見するために意識啓発を行います。また、相談窓口の周知と相談体制の確保に取り組み、被害者保護と自立支援のため、県や関係行政機関との連携を強化します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**ＤＶ防止に向けた意識啓発【再掲】**	DVについて人権を侵害する行為であるという理解を深めるため、広報誌やホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	市民協働課
2	**ＤＶ相談体制の充実**	市の相談窓口と庁内関係部署及び関係機関との連携を図り、DV被害者への相談事業を行います。また、様々な状況に適切に対応するため、相談にあたる職員への研修等を実施し、相談体制の充実を図ります。	児童課
3	**ＤＶ相談窓口の周知**	DVの被害にあった場合の相談窓口についてDV相談カードの配置や広報誌等を通じて周知を図り、必要な情報提供を行います。	児童課 市民協働課
4	**ＤＶ被害者の自立支援**	DV被害者が自立した生活が送れるように、施設保護や就労支援等を庁内関係部署及び関係機関と連携しながら行います。	児童課

施策の方向Ⅲ　セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の推進

職場・学校・地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント※の防止について、関係機関との連携を図って啓発活動を進めます。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等に関する意識啓発**	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等のあらゆる暴力の根絶についての広報、啓発を行います。	市民協働課
2	**市職員向けセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針の周知及び相談事業**	市職員に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止について周知するとともに、職員の相談対応に努めます。	人事秘書課

※ パワー・ハラスメント
…職場において、立場や権力を利用し、社会的な地位が自分より低い人に対して、不当な要求や嫌がらせ、苦痛を与える行為のこと。

■ 重点課題②　互いに思いやる生涯を通じての健康づくり

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。また、生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには、男女の異なる健康上の問題を社会全体で、総合的に支援することが必要です。

- 本市では、「弥富市男女共同参画プラン」策定時に比べて、がん検診全体の受診者は増加していますが、直近の受診者をみると伸び悩んでいる現状にあり、無料クーポン対象の子宮がん検診においては受診者が少なく、今後の啓発方法や受診しやすいがん検診の方法について検討していく必要があります。
  また、市民一人ひとりが自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりに取り組むことができるよう今後も検討していくことが重要です。

- 市民意識調査では、「「男女共同参画社会」関連用語の認知度」について、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が最も低くなっています。（図16）
  女性は、妊娠や出産等ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。女性の生涯を通じた健康支援を推進するために、正しい知識の普及に努めます。

図 16　「男女共同参画社会」関連用語の認知度【再掲】

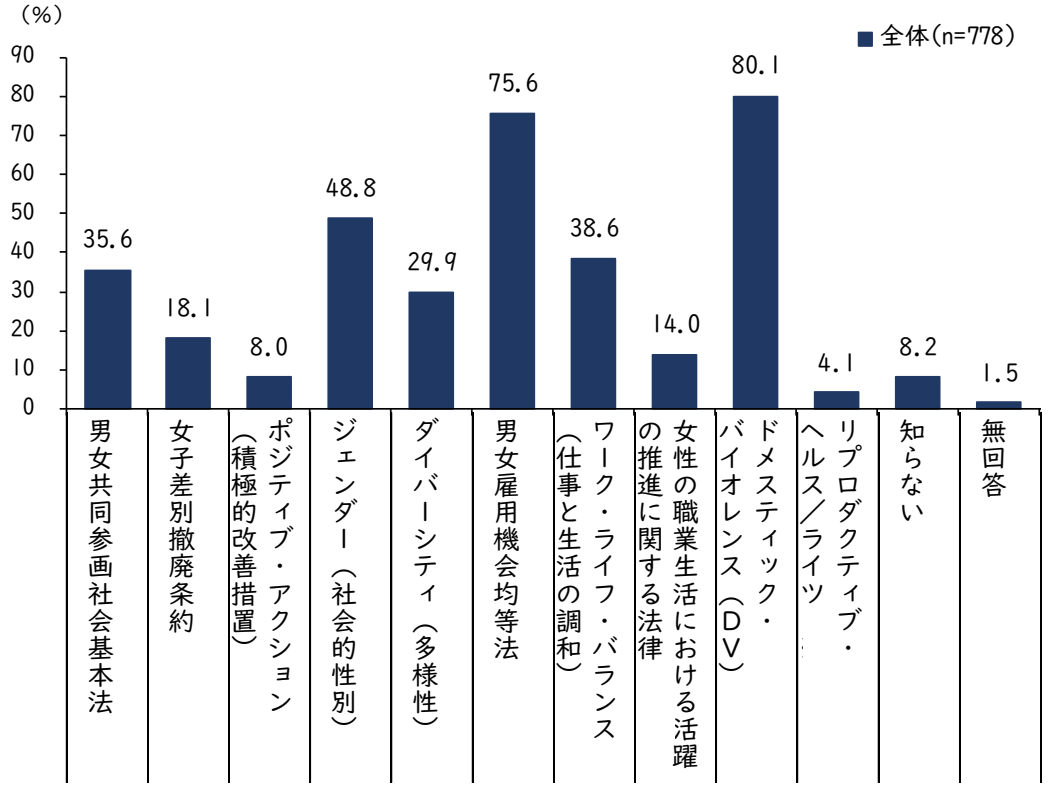

資料：(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民意識調査

用語解説	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに施行の基本となる事項を定めたもの。男女が対等なパートナーとして社会に参画できることをめざした法律。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供こと。
ジェンダー（社会的性別）	生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。
ダイバーシティ（多様性）	性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず、多様な人材を認め、積極的に活用しようという考え方のこと。
男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが多様で柔軟な働きやすい仕組みをつくること。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	職業生活において女性がその希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とする法律。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為。その中でも、交際相手からの暴力をデートDVという。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性自らが決定権をもつという考え方のこと。性と生殖に関する健康と権利と訳される。

方向性

施策の方向Ⅰ　生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女が健康に関する理解を深め、生涯にわたり健康を保持・増進できるよう健康管理と健康づくりの支援を行います。

様々な機会を活用して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の考え方について周知を図ります。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**からだの健康増進事業の実施**	男女がともに生涯にわたって健やかに暮らせるように、健康に関する意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査・検診を実施し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康推進課
2	**こころの健康事業の実施**	ストレス対策等の正しい知識の普及を行い、関係機関と連携しこころのケアや相談体制の充実を図ります。	健康推進課
3	**女性特有の病気の予防対策の推進**	女性特有のがんである乳がんや子宮がんの検診受診を促進し、病気の早期発見と適切な治療へとつなげます。また、特に若い世代に対して検診・受診への勧奨を行います。	健康推進課
4	**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）に関する情報提供**	性に関する正しい知識と理解を深めるため成人式でのパンフレット配布等を通じて情報提供を行います。	健康推進課
5	**中学校における「性」をテーマにした講義の実施**	学校教育において、性に関する正しい知識・理解を深める指導を行います。	学校教育課

施策の方向Ⅱ　母子保健・親子の健康支援の推進

安心して妊娠及び出産ができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、各種健診・相談等の母子保健対策の充実を図ります。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**子育て世代包括支援センターの運営**	母子保健に関して専門知識を有する母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援をめざして、相談や助言を行う等母親が安心して地域で子育てできるよう支援します。	健康推進課

2	**妊産婦・乳児健康診査の実施**	妊産婦と乳児の健康の保持及び異常の早期発見・早期治療を行い、子どもの健全な発育・発達を促進します。また、産後うつを早期に発見し適切な医療やサービスにつなげます。	健康推進課
3	**産後ケア事業の実施**	産後に家族からサポートが受けられない育児不安のある母親と乳児が医療機関に宿泊し、母親が心身ともに休養を取りながら、沐浴・授乳等の育児の相談や指導を行います。	健康推進課
4	**妊娠・出産・育児に関する保健指導・相談の実施**	妊娠・出産・育児に対する不安の軽減のため、保健指導、相談及び教育事業を開催します。	健康推進課
5	**子どもの成長に関する相談事業の実施**	子どもの成長に関する相談や関わり方の助言を行い、必要な医療やサービスを紹介します。	健康推進課
6	**不妊治療対策事業の実施**	人工授精に係る治療費の一部助成により経済的負担の軽減と少子化対策の充実を図るため、一般不妊治療費助成を行います。また、愛知県特定不妊治療費助成事業の上乗せとして体外・顕微授精に係る治療費の一部を助成します。	健康推進課

■ 重点課題③　安心して生活できるサービス等の充実

現状と課題

- 本市では、ひとり親世帯が増加しており、生活上の困難に直面する人々への自立と生活の安定を図るための生活相談、経済的支援、就業支援等、ひとり親家庭の実情に応じ総合的かつきめ細やかな支援を進めることが必要です。(図17)

- 本市における、高齢単身世帯（65歳以上の１人のみの世帯）、高齢夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦１組のみの世帯）はともに増加傾向にあります。（図18）
  日本人の平均寿命が延び続けている中、高齢者が地域でいきいきと安心して生活できるようにするためには、心身共に健康であることが必要です。これから先は、意識を平均寿命から健康寿命を延ばすことにシフトしていくことが重要です。

- 障がいのある人が地域において安心して生活するためには、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保が求められます。
  今後も引き続き、自らの望む地域生活を支えるために適切なサービスが利用できるよう体制の構築を図る必要があります。

- 災害に対する市民の意識の高まる中、男女のニーズの違いや、障がい者・高齢者等の「避難行動要支援者」等を考慮し、性別・年齢に関係なくあらゆる方の意見を取り入れながら防災・減災対策を推進していくことが必要です。【再掲】

- 本市における外国人人口は、年々増加傾向にあります。地域の中で国籍の異なる市民が交流し、安心して暮らせる多文化共生社会を構築するためには、それぞれの文化を尊重しながら、相互に理解を図っていくことが必要となります。

図 17　ひとり親世帯数の推移

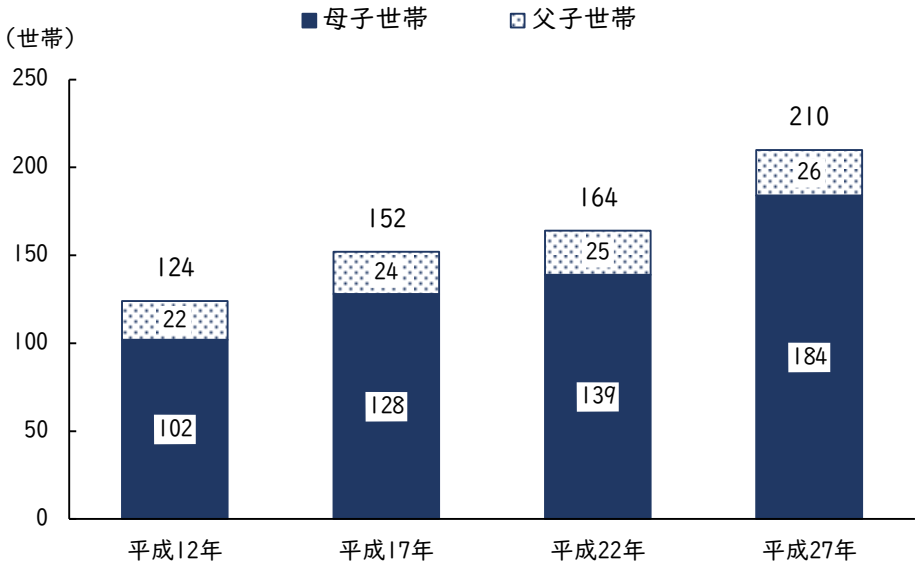

資料：国勢調査

図 18　高齢者世帯数の推移

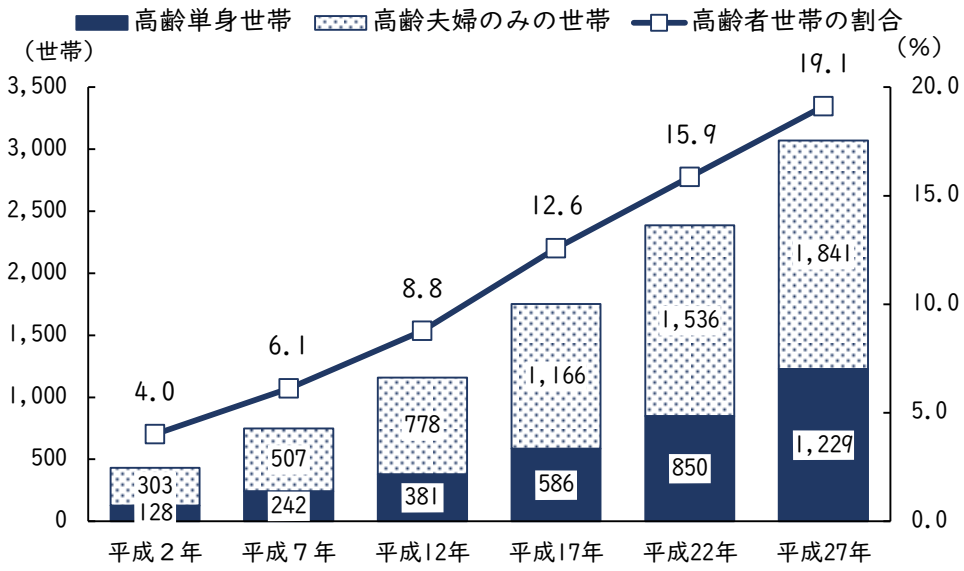

資料：国勢調査

方向性

施策の方向Ⅰ　ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭が自立して地域で生活できるよう相談体制を充実させるとともに、経済的支援や就労支援を行います。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**ひとり親家庭への母子・父子自立相談員による相談体制の充実**	ひとり親家庭が自立して生活できるよう相談体制の充実を図ります。	児童課
2	**ひとり親家庭への経済的支援**	児童扶養手当･遺児手当の支給による経済的支援を行います。	児童課
3	**ひとり親家庭への就労支援**	母子家庭等就業支援センター、ハローワークと連携し就労支援を行います。	児童課

施策の方向Ⅱ　高齢者・障がい者・外国人等への支援

高齢化の進行をふまえ、介護保険事業と各種福祉サービス･社会参加活動を推進します。

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら生活できるように、障がい福祉サービスを推進し、地域生活支援や就労支援等により、障がいのある人を地域で支える体制づくりに取り組みます。

国際交流活動を通じて、男女共同参画に関する国際的な視点を養うとともに、外国人が地域で安心して暮らせる環境づくりに努め、相互理解を促進します。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	**高齢者支援の充実**	高齢者が地域で安心して生活できるように、介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図ります。	介護高齢課
2	**生きがいづくり活動の促進**	高齢者が地域で健康にいきいきと生活するため、生きがいづくり等社会参加活動を促進します。	介護高齢課
3	**障がい者支援の充実**	障がい者が地域で安心して生活できるように、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。また、いきいきと生活するため、社会参画活動への参加を促進します。	福祉課
4	**避難行動要支援者名簿の整備**	自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象に「避難行動要支援者名簿」への登録を促し、地域の自治会や自主防災会、民生委員･児童委員の方々と連携し、災害発生時の安否確認等のため名簿の整備を行います。	福祉課

5	**高齢者・障がい者向けの災害時の情報発信**	高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の方を対象に、電話、FAXで災害時に避難勧告等を発信することにより、災害時の情報発信の充実を図ります。	防災課
6	**国際感覚の醸成**	「あいち国際女性映画祭」や「ウェルカムパーティー」等、様々な分野で交流を深めることにより、市民の国際感覚の醸成を図ります。	市民協働課
7	**外国人への情報提供**	外国の方が地域で安心して生活ができるように、また、交通安全や防犯意識の向上のため、警察と連携し多言語表記による情報発信を行います。	市民協働課
8	**防災対策における男女共同参画の推進【再掲】**	防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の運営等災害時における女性の視点を取り入れます。	防災課

目標指標及び目標値

指標	現状値	目標値 令和 12（2030）年度
DV 被害者の相談しなかった理由として、「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合（市民意識調査）	12.0%※1	0％
「デート DV」言葉の認知度（言葉も意味も知っていた）（中学生意識調査）	16.9%※1	50.0%
各種がん検診受診率（推計対象者での受診率）※2 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・子宮がん ・乳がん	令和元(2019)年度 19.7% 22.7% 22.7% 18.9% 18.0%	 22.0% 34.0% 31.0% 26.0% 29.0%
各種がん検診受診率（各対象年齢の全住民対象での受診率）※2 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・子宮がん ・乳がん	令和元(2019)年度 8.6% 9.9% 9.9% 8.9% 9.5%	 9.6% 14.8% 13.5% 12.2% 15.3%
やとみ健康マイレージ事業の参加者数	令和元(2019)年度 274 人	410 人
ふれあいサロン開催箇所数	令和元(2019)年度 26 か所	30 か所

※1 資料:(令和2(2020)年)弥富市　男女共同参画に関する市民(中学生)意識調査

※2　各種がん検診受診率:推計対象者(市町村人口－就業者数＋農林水産業従事者数)で受診率を算出していましたが、厚生労働省におけるがん検診の対象者の考え方が変更され各対象年齢の全住民となりました。経年で比較するため、推計対象者、各対象年齢の全住民対象の両方で算出しています。

市民・地域・事業者等に望まれる役割

ＤＶやセクハラ等の暴力を許さない意識を持ち、人権について理解を深めましょう。
男女がともに地域で安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。
セクハラやパワハラ等を許さない職場環境をつくりましょう。
各種検診の受診促進や心身の健康増進を図りましょう。

第4章　計画の推進体制

1　庁内の推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する取組を関係各課と連携を図り実施します。また、各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画意識を高く持ち、率先して行動できるよう意識の向上を図ります。

2　国・県・他の自治体との連携と情報収集

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、国・県・他の自治体との連携を強化し、男女共同参画に関する方向性との整合を図ります。また、先進事例等の情報収集を行い、収集した情報の積極的な発信に努めます。

3　計画の進捗管理

本計画の一層の推進をめざすために、各年度においてその実施状況を一括して把握し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。

「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価・検証（Check）」、「改善（Action）」のサイクルの中で、施策の実効性を高めていきます。

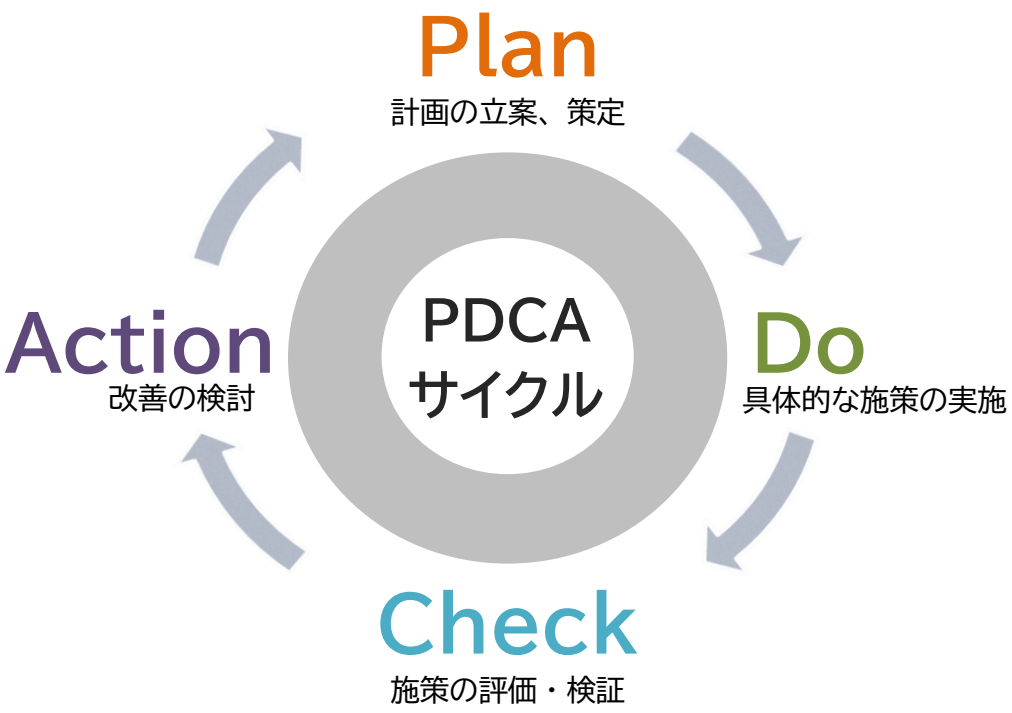

本計画に位置付けた取り組みは、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して、PDCAの視点から自己評価を行います。その結果を取りまとめ、弥富市男女共同参画審議会に報告し、推進状況の確認及び報告に対する意見を聴取し、公表します。公表結果を踏まえ、担当課は必要に応じて改善を図り、よりよい事業の推進に努めます。また、本計画では、基本目標ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映をしていきます。

また、本計画は令和7（2025）年度を中間年度として、市民意識調査、各課へのヒアリング、ワークショップ等の実施により市の現状を把握するとともに、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

1　弥富市男女共同参画プラン　事業実績

基本目標1:弥富を愛する男女がともにつくる・やとみ

重点課題 1-1　男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進

施策の方向①　男女共同参画に関する啓発と情報の収集・提供

施策の内容	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりのため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆男女共同参画週間を 「広報やとみ６月号」により周知 ◆男女共同参画推進事業 弥富市立図書館前ロビーにて 男女共同参画啓発ポスターコンクールを開催 参加人数　81名　男37名　女44名	◆男女共同参画週間を 「広報やとみ６月号」により周知 ◆男女共同参画推進事業 弥富市立図書館前ロビーにて 男女共同参画啓発ポスターコンクールを開催 参加人数　34名　男11名　女23名 ◆愛知県男女共同参画月間である10月に合わせ、「広報やとみ10月号」に特集記事を掲載	◆男女共同参画週間を 「広報やとみ６月号」により周知 ◆男女共同参画推進事業 弥富市立図書館前ロビーにて 男女共同参画啓発ポスターコンクールを開催 参加人数　45名　男17名　女28名 ◆愛知県男女共同参画月間である10月に合わせ、「広報やとみ10月号」に特集記事を掲載	◆男女共同参画推進事業 弥富市立図書館前ロビーにて 男女共同参画啓発ポスターコンクールを開催 参加人数　50名　男10名　女40名 ◆愛知県男女共同参画月間である10月に合わせ、「広報やとみ10月号」に特集記事を掲載	◆男女共同参画推進事業 弥富市立図書館前ロビーにて 男女共同参画啓発ポスターコンクールを開催 参加人数　47名　男12名　女35名 ◆愛知県男女共同参画月間である10月に合わせ、「広報やとみ10月号」に特集記事を掲載 ◆国の男女共同参画週間である６月23日から６月29日に合わせ、「広報やとみ６月号」に周知記事を掲載

施策の方向②　性別による固定的な役割分担意識の解消に関する啓発の推進

施策の内容	性別による固定的な役割分担意識の払拭、制度・慣行等の見直しにつながる講演会等の開催を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課・関係各課	◆男女共同参画サテライトセミナー ２月27日 総合社会教育センター 演題： 「体のバランスを整え、前向きな明日を！～みんなの健康管理～」 講師：丹羽綾氏 （㈱絢成代表取締役　骨盤美人整体師）	◆男女共同参画サテライトセミナー ２月18日 総合社会教育センター 演題： 「魚から学ぼう！日本の食文化を見直そう！第一話」 講師：神谷友成氏 （中部水産株式会社取締役執行役員）	◆男女共同参画サテライトセミナー ２月17日 総合社会教育センター 演題： 「怒りをコントロールする！アンガーマネジメント」 講師：寺田陽子氏 （日本経済協会講師・ワンネスサポート代表、（株）ワンネス・イー代表取締役）	――――	――――

施策の内容	市が発行する発刊物等においても、国や県の作成した資料を活用し、男女共同参画の視点に立った表現を行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課・関係各課	◆市発刊物の表現等について 人権の軽視や性別による役割分担意識につながることのないよう留意した。	◆市発刊物の表現等について 人権の軽視や性別による役割分担意識につながることのないよう留意した。	◆市発刊物の表現等について 人権の軽視や性別による役割分担意識につながることのないよう留意した。	◆市発刊物の表現等について 人権の軽視や性別による役割分担意識につながることのないよう留意した。	◆市発刊物の表現等について 人権の軽視や性別による役割分担意識につながることのないよう留意した。

重点課題 1-2　家庭や地域における男女共同参画の推進

施策の方向①　家庭生活における男女共同参画の促進

施策の内容	家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう意識啓発や講座等を開催します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康推進課	◆生後４ヶ月までの 乳児の家庭訪問の実施 354人（実数） ◆乳幼児相談の実施 保健センター 474人（延べ）	◆生後４ヶ月までの 乳児の家庭訪問の実施 336人（実数） ◆乳幼児相談の実施 保健センター 514人（延べ）	◆生後４ヶ月までの 乳児の家庭訪問の実施 340人（実数） ◆乳幼児相談の実施 保健センター 498人（延べ）	◆生後４ヶ月までの 乳児の家庭訪問の実施 348人（実数） ◆乳幼児相談の実施 保健センター 470人（延べ）	◆生後４ヶ月までの 乳児の家庭訪問の実施 293人（実数） ◆乳幼児相談の実施 保健センター 373人（延べ）
児童課	◆子育て相談 子育て支援センターなどにおいて、子育てについての相談に応じた。また、臨床心理士による巡回個別相談を実施。 ◆子育て講座の開催 子育て支援センターにおいて、各種、子育て支援の講座を開設した。	◆子育て相談 子育て支援センターなどにおいて、子育てについての相談に応じた。また、臨床心理士による巡回個別相談を実施。 ◆子育て講座の開催 子育て支援センターにおいて、各種、子育て支援の講座を開設した。	◆子育て相談 子育て支援センターなどにおいて、子育てについての相談に応じた。また、臨床心理士による巡回個別相談を実施。 ◆子育て講座 子育て支援センターにおいて、各種、子育て支援の講座・講習を実施。	◆子育て相談 子育て支援センターにおいて、子育て相談は、電話、面接及び訪問で実施。また、臨床心理士による巡回個別相談を実施。 ◆子育て講座 子育て支援センターにおいて、各種、子育て支援の講座・講習を実施。	◆子育て相談 子育て支援センターにおいて、子育て相談は、電話、面接及び訪問で実施。また、臨床心理士による巡回個別相談を実施。 ◆子育て講座 子育て支援センターにおいて、各種、子育て支援の講座・講習を実施。
介護高齢課	◆弥富市地域包括支援センターによる認知症介護者交流会を年間11回開催。 また、冊子「市の在宅福祉サービス」を作成し、介護サービスや高齢者福祉サービスの周知に努めた。	◆弥富市地域包括支援センターによる認知症介護者交流会を年間11回開催。 また、冊子「市の在宅福祉サービス」を作成し、介護サービスや高齢者福祉サービスの周知に努めた。	◆弥富市地域包括支援センターによる認知症介護者交流会を年間13回開催。 また、冊子「市の在宅福祉サービス」を作成し、介護サービスや高齢者福祉サービスの周知に努めた。	◆弥富市地域包括支援センターによる認知症介護者交流会を年間12回開催。 また、冊子「市の在宅福祉サービス」を作成し、介護サービスや高齢者福祉サービスの周知に努めた。	◆弥富市地域包括支援センターによる認知症介護者交流会を年間12回開催。 また、冊子「市の在宅福祉サービス」を作成し、介護サービスや高齢者福祉サービスの周知に努めた。

施策の方向②　地域活動における男女共同参画の促進

施策の内容	自治会や各種団体等の様々な地域活動において男女がともに参画しやすいよう啓発活動を行い、開催日時等に配慮していきます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆区長・区長補助員 女性９名（155名中）	◆区長・区長補助員 女性11名（155名中）	◆区長・区長補助員 女性15名（156名中）	◆区長・区長補助員 女性19名（156名中）	◆令和元年度　区長・区長補助員 女性19名（156名中）
生涯学習課	◆女性の会による事業 廃油石けん作り 清掃ボランティア 女性のつどい（講演会）など	◆女性の会による事業 廃油石けん作り 清掃ボランティア 女性のつどい（講演会）など	◆女性の会による事業 廃油石けん作り 清掃ボランティア 女性のつどい（講演会）など	◆女性の会による事業 廃油石けん作り 清掃ボランティア 女性のつどい（講演会）など	◆女性の会による事業 廃油石けん作り 清掃ボランティアなど
危機管理課	◆【H27年４月１日現在】 防災会議・国民保護協議会委員 女性委員１名（14名中） 地域公共交通活性化協議会委員 女性委員３名（20名中）	◆【平成28年４月１日現在】 防災会議・国民保護協議会委員 女性委員１名（14名中） 地域公共交通活性化協議会委員 女性委員３名（20名中）	◆【平成29年４月１日現在】 防災会議・国民保護協議会委員 女性委員１名（14名中） 地域公共交通活性化協議会委員 女性委員３名（20名中）	◆【平成30年４月１日現在】 防災会議・国民保護協議会委員 女性委員１名（14名中） 地域公共交通活性化協議会委員 女性委員３名（20名中）	◆【平成31年４月１日現在】 防災会議・国民保護協議会委員 女性委員１名（14名中） 地域公共交通活性化協議会委員 女性委員３名（20名中）

重点課題 1-3　政策･方針の立案･決定への共同参画

施策の方向①　審議会、委員会等への女性の参画の拡大

施策の内容	行政委員会及び審議会等において、女性の参画がさらに図られるよう、女性委員の登用を積極的に行います。また、女性委員比率の調査･把握に努めます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課･関係各課	◆【平成27年４月１日現在】 審議会等における女性委員人数：56名 （総委員数：265名 女性比率21.13%） 26年度より0.36%アップ 行政委員会における女性委員人数：３名 （総委員数：34名　女性比率8.82%） 26年度より2.94%ダウン	◆【平成28年４月１日現在】 審議会等における女性委員人数：63名 （総委員数：277名 女性比率22.74%） 27年度より1.61%アップ 行政委員会における女性委員人数：３名 （総委員数：32名　女性比率9.37%） 27年度より0.55%アップ	◆【平成29年４月１日現在】 審議会等における女性委員人数：64名 （総委員数：287名 女性比率22.30%） 28年度より0.44%ダウン 行政委員会における女性委員人数：３名 （総委員数：32名　女性比率9.37%） 28年度と同様	◆【平成30年４月１日現在】 審議会等における女性委員人数：80名 （総委員数：310名 女性比率25.81%） 29年度より3.51%アップ 行政委員会における女性委員人数：５名 （総委員数：35名　女性比率14.29%） 29年度より4.92%アップ	◆【平成31年４月１日現在】 審議会等における女性委員人数：73名 （総委員数：294名 女性比率24.83%） 30年度より0.98%ダウン 行政委員会における女性委員人数：５名 （総委員数：35名　女性比率14..29%） 30年度と同じ

施策の内容	各種審議会・団体等において、男女共同参画の視点に立って活動できるリーダーの育成と確保を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆平成28年度男女共同参画人材育成セミナー受講予定者の選定を行った。	◆平成28年度男女共同参画人材育成セミナーを市民に受講してもらった。 ◆平成29年度男女共同参画人材育成セミナー受講予定者の選定を行った。	◆平成29年度男女共同参画人材育成セミナーを市民に受講してもらった。	◆平成30年度男女共同参画人材育成セミナーは非該当	◆令和２年度男女共同参画人材育成セミナー受講予定者の選定を行った。
生涯学習課	◆体育協会、文化協会の理事やスポーツ推進委員に女性の登用を促した。 ・体育協会理事56名中、女性11名 ・文化協会理事14名中、女性６名 ・スポーツ推進委員18名中、女性５名	◆体育協会、文化協会の理事やスポーツ推進委員に女性の登用を促した。 ・体育協会理事54名中、女性10名 ・文化協会理事14名中、女性６名 ・スポーツ推進委員18名中、女性４名	◆体育協会、文化協会の理事やスポーツ推進委員に女性の登用を促した。 ・体育協会理事49名中、女性13名 ・文化協会理事24名中、女性５名 ・スポーツ推進委員18名中、女性６名 ・社会教育委員９名中、女性　３名 ・青少年問題協議会委員12名中、女性４名 ※体育協会は、平成30年４月１日からスポーツ協会に名称変更した。	◆スポーツ協会、文化協会の理事やスポーツ推進委員に女性の登用を促した。 ・スポーツ協会理事49名中、女性13名 ・文化協会理事24名中、女性５名 ・スポーツ推進委員18名中、女性６名 ・社会教育委員９名中、女性３名 ・青少年問題協議会委員12名中、女性４名	◆スポーツ協会、文化協会の理事やスポーツ推進委員に女性の登用を促した。 ・スポーツ協会理事50名中、女性13名 ・文化協会理事14名中、女性５名 ・スポーツ推進委員18名中、女性６名 ・社会教育委員９名中、女性３名 ・青少年問題協議会委員12名中、女性２名

施策の方向②　市女性職員の政策等決定過程への参画の促進

施策の内容	市役所各部署における、職場研修や事務の分掌は、性別にこだわることなく人材の育成に努めます。市職員の能力の開発や工場のための職員研修は、性別にこだわることなく均等に行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総務課	◆市役所関係部署に女性職員１名を管理職として登用しており、リーダーとして危機管理能力向上を目的とし「リスクマネジメント研修」を実施した。 研修参加者39名のうち、女性職員12名が参加した。	◆市役所関係部署に管理職として女性職員１名を監督職（グループリーダー）として11名を登用しており、評価者として公正・公平な人事評価の実現を目的とする「人事評価制度評価者研修」を実施した。 研修参加者71名のうち、女性職員12名が参加した。	◆市役所関係部署に管理職として女性職員１名を監督職（グループリーダー）として13名を登用しており、評価者として公正・公平な人事評価の実現を目的とする「人事評価制度評価者研修」を実施した。 研修参加者73名のうち、女性職員13名が参加した。	◆市役所関係部署に管理職として女性職員２名を監督職（グループリーダー）として20名を登用しており、評価者として公正・公平な人事評価の実現を目的とする「人事評価制度評価者研修」を実施した。 研修参加者75名のうち、女性職員20名が参加した。	◆市役所関係部署に管理職として女性職員３名を監督職（グループリーダー）として18名を登用しており、校正・公平な人事登用に努めた。また、性別制限を設けることなく職員研修の機会を与えられた。

重点課題 1-4　男女の学ぶ機会の確保と学習の充実

施策の方向①　男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の内容	学校において、人権尊重や男女平等に視点をおいた教育を行います。また、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校教育課	◆各教科、道徳・特別活動及び人権教育を通して互いの考えを認め合い、一人一人の児童生徒が人権を尊重する心情を培った。	◆各教科、道徳・特別活動及び人権教育を通して互いの考えを認め合い、一人一人の児童生徒が人権を尊重する心情を培った。	◆各教科、道徳・特別活動及び人権教育を通して互いの考えを認め合い、一人一人の児童生徒が人権を尊重する心情を培った。	◆各教科、道徳・特別活動及び人権教育を通して互いの考えを認め合い、一人一人の児童生徒が人権を尊重する心情を培った。	◆各教科、道徳・特別活動及び人権教育を通して互いの考えを認め合い、一人一人の児童生徒が人権を尊重する心情を培った。

施策の方向②　男女の学ぶ機会の確保と学習活動の活発化

施策の内容	市民一人ひとりが男女共同参画について学べるよう男女共同参画の視点に立った講座や教室を開催し、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生涯学習課	◆総合社会教育センターにおいて各種教室・スポーツ大会を開催した。 文化教室　31教室 スポーツ教室　17教室 スポーツ大会　27大会	◆総合社会教育センターにおいて各種教室・スポーツ大会を開催した。 文化教室　32教室 スポーツ教室　17教室 スポーツ大会　27大会	◆総合社会教育センターにおいて各種教室・スポーツ大会を開催した。 文化教室　20教室 スポーツ教室　17教室 スポーツ大会　27大会	◆総合社会教育センターにおいて各種教室・スポーツ大会を開催した。 文化教室　18教室 スポーツ教室　17教室 スポーツ大会　27大会	◆総合社会教育センターにおいて各種教室・スポーツ大会を開催した。 文化教室　27教室 参加人数　632人 スポーツ教室　13教室 参加人数　153人 スポーツ大会　25大会 参加人数　2,161人

基本目標2:ともに活躍して充実感を感じる・やとみ

重点課題2-1　雇用の分野における男女共同参画の推進

施策の方向①　雇用と職業における男女共同参画の推進

施策の内容	男女がともに均等な雇用機会を確保できるよう、関係機関と連携を図り、男女雇用機会均等法等の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
商工観光課	◆関係機関による「男女雇用機会均等法のあらまし」の案内パンフレットを、窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「男女雇用機会均等法のあらまし」の案内パンフレットを、窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「男女雇用機会均等法のあらまし」の案内パンフレットを、窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「男女雇用機会均等法のあらまし」の案内パンフレットを、窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「男女雇用機会均等法のあらまし」の案内パンフレットを、窓口に配置し、周知を図った。

施策の方向②　就業環境における男女共同参画の推進

施策の内容	自営業等に従事する女性が仕事と家事との区別がなく働き続けることがないように、労働条件や待遇等の改善を図るため、家内労働法の周知などに努めます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
商工観光課	◆厚生労働省が作成した「家内労働のしおり」を窓口に配置し、周知に努めた。	◆厚生労働省が作成した「家内労働のしおり」を窓口に配置し、周知に努めた。	◆厚生労働省が作成した「家内労働のしおり」を窓口に配置し、周知に努めた。	◆厚生労働省が作成した「家内労働のしおり」を窓口に配置し、周知に努めた。	◆厚生労働省が作成した「家内労働のしおり」を窓口に配置し、周知に努めた。

施策の内容	農業者の経済的自立のため家族経営協定の締結を促進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
農政課	◆担い手農家における経営改善計画の認定及び更新時に協定締結を促し、27年度には５件の農家が新たに締結した。 27年度末現在で33件 （女性50名、男性62名）の担い手農家が締結。	◆担い手農家における経営改善計画の認定及び更新時に協定締結を促し、28年度には２件の農家が新たに締結した。 28年度末現在で35件 （女性53名、男性65名）の担い手農家が締結。	◆担い手農家における経営改善計画の認定及び更新時に協定締結を促した。	◆担い手農家における経営改善計画の認定及び更新時に協定締結を促した。	◆担い手農家における経営改善計画の認定及び更新時に協定締結を促した。

重点課題2-2　仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)の推進

施策の方向①　仕事と家庭生活の両立支援

施策の内容	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、家事・育児・介護などを男女がともに担うことができるよう、保育サービス、子育て支援サービス、介護サービス等の支援体制の充実を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童課	◆ファミリー・サポート・センター事業の実施 業務をシルバー人材センターに委託し、仕事と生活の調和が進むように支援体制を整えた。 利用会員303人、 協力会員62人、両方会員16人 （平成28年３月末現在） 会員交流会の開催、 会員登録出張所の開設。	◆ファミリー・サポート・センター事業の実施 子育て世帯の仕事と生活の調和が進むように支援体制を整えた。 利用会員342人、 協力会員65人、両方会員15人 （平成29年３月末現在） 会員交流会の開催、 会員登録出張所の開設 病児・病後児保育事業を実施。	◆ファミリー・サポート・センター事業の実施 子育て世帯の仕事と生活の調和が進むように支援体制を整えた。 利用会員：381人、 協力会員：131人、両方会員15人 （平成30年３月末現在） 会員交流会の開催、 会員登録出張所の開設 病児・病後児保育事業を実施。	◆ファミリー・サポート・センター事業の実施 子育て世帯の仕事と生活の調和が進むように支援体制を整えた。 利用会員：437人、 協力会員：140人、両方会員18人 （平成31年３月末現在） 会員交流会の開催、 会員登録出張所の開設 病児・病後児保育事業を実施。	◆ファミリー・サポート・センター事業の実施 子育て世帯の仕事と生活の調和が進むように支援体制を整えた。 利用会員：467人、 協力会員：147人、両方会員：18人 （令和2年３月末現在） 会員交流会の開催、 会員登録出張所の開設 病児・病後児保育事業を実施。
介護高齢課	◆ささえあいセンターを開設し、協力会員・利用会員の募集を行って、介護保険で賄えないサービスの提供を行った。 相談件数　5,652件 協力会員　145名 利用会員　215名 ◆弥富市地域包括支援センターにおいて、介護サービスや高齢福祉サービスの周知に努め、要介護者や家族の支援を実施した。	◆ささえあいセンターを開設し、協力会員・利用会員の募集を行って、介護保険で賄えないサービスの提供を行った。 相談件数　7,473件 協力会員　161名 利用会員　260名 ◆弥富市地域包括支援センターにおいて、介護サービスや高齢福祉サービスの周知に努め、要介護者や家族の支援を実施した。	◆ささえあいセンターを開設し、協力会員・利用会員の募集を行って、介護保険で賄えないサービスの提供を行った。 相談件数　7,344件 協力会員　165名 利用会員　300名 ◆弥富市地域包括支援センターにおいて、介護サービスや高齢福祉サービスの周知に努め、要介護者や家族の支援を実施した。	◆ささえあいセンターを開設し、協力会員・利用会員の募集を行って、介護保険で賄えないサービスの提供を行った。 相談件数　8,033件 協力会員　176名 利用会員　349名 ◆弥富市地域包括支援センターにおいて、介護サービスや高齢福祉サービスの周知に努め、要介護者や家族の支援を実施した。	◆ささえあいセンターを開設し、協力会員・利用会員の募集を行って、介護保険で賄えないサービスの提供を行った。 協力会員活動件数　8,504件、 コーディネーター相談件数2,854件 協力会員　190名 利用会員　363名 ◆弥富市地域包括支援センターにおいて、介護サービスや高齢福祉サービスの周知に努め、要介護者や家族の支援を実施した。

施策の方向②　育児･介護休業制度の普及･啓発

施策の内容	育児休業及び介護休業制度の普及啓発を図り、育児や介護を行う男女が働き続けやすい環境づくりを推進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
商工観光課	◆関係機関による「育児・介護休業法のあらまし」の案内パンフレットを窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「育児・介護休業法のあらまし」の案内パンフレットを窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「育児・介護休業法のあらまし」の案内パンフレットを窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「育児・介護休業法のあらまし」の案内パンフレットを窓口に配置し、周知を図った。	◆関係機関による「育児・介護休業法のあらまし」の案内パンフレットを窓口に配置し、周知を図った。
全課	◆ノー残業デーの実施 毎週水曜日、給料支払日、期末・勤勉手当支払日に全庁にて実施した。	◆ノー残業デーの実施 毎週水曜日、給料支払日、期末・勤勉手当支払日に全庁にて実施した。	◆ノー残業デーの実施 新たにノー残業デーとして「育児の日（毎月19日）」を追加し、引き続き毎週水曜日、給料支払日、期末・勤勉手当支払日に全庁にて実施した。	◆ノー残業デーの実施 毎週水曜日、給料支払日、期末・勤勉手当支払日、育児の日　（毎月19日）に全庁にて実施した。	◆ノー残業デーの実施 毎週水曜日、給料支払日、期末・勤勉手当支払日、育児の日　（毎月19日）に全庁にて実施した。

重点課題2-3　女性のチャレンジ支援

施策の方向①　女性の人材育成と能力向上の支援

施策の内容	起業や再就職を希望する女性に対して、関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆あいち男女共同参画財団発行のウィルプラス等を庁舎内に配置し情報提供に努めた。	◆あいち男女共同参画財団発行のウィルプラス等を庁舎内に配置し情報提供に努めた。	◆あいち男女共同参画財団発行のウィルプラス等を庁舎内に配置し情報提供に努めた。	◆あいち男女共同参画財団発行のウィルプラス等を庁舎内に配置し情報提供に努めた。	◆あいち男女共同参画財団発行のウィルプラス等を庁舎内に配置し情報提供に努めた。
商工観光課	◆市ホームページで海部県民センターで行われている労働相談を紹介。また、案内チラシを配置し周知に努めた。	◆海部県民センターで行われている労働相談を紹介。また、案内チラシを配置し周知に努めた。	◆海部県民センターで行われている労働相談を紹介。また、案内チラシを配置し周知に努めた。	◆海部県民センターで行われている労働相談を紹介。また、案内チラシを配置し周知に努めた。	◆海部県民センターで行われている労働相談を紹介。また、案内チラシを配置し周知に努めた。

重点課題2-4　男女共同参画社会の実現に向けた国際的協調

施策の方向①　国際交流と相互理解の促進

施策の内容	国際的な男女共同参画に関する情報の提供を行うとともに、外国人との相互理解のための国際交流活動を推進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆ノートルダムカレッジ ウェルカムパーティー ９月15日 市民ホール ◆あいち国際女性映画祭2015 ９月５日 総合社会教育センター 「日本一幸せな従業員を作る！～ホテルアソシア名古屋ターミナルの挑戦～」 323名参加 （女性302名　男性21名）	◆マリーナ高校 ウェルカムパーティー ７月４日 市民ホール ◆あいち国際女性映画祭2016 ９月10日 総合社会教育センター 「大地の花咲き～洞爺・佐々木ファーム“喜び”ですべてを繋ぐ～」 323名参加 （女性302名　男性21名）	◆マリーナ高校 ウェルカムパーティー ７月10日 総合社会教育センター ◆あいち国際女性映画祭2017 ９月９日　総合社会教育センター 「Ｌｉｆｅ～生きてゆく～」 324名参加 （女性305名　男性19名） ◆ノートルダムカレッジ ウェルカムパーティー ９月19日 総合社会教育センター	◆マリーナ高校・エスペランザ高校 ウェルカムパーティー ７月10日 総合社会教育センター ◆あいち国際女性映画祭2018 ９月８日 総合社会教育センター 「いのちの深呼吸」 320名参加 （女性298名　男性22名）	◆マリーナ高校 ウェルカムパーティー ７月１日 総合社会教育センター ◆あいち国際女性映画祭2019 ９月７日 総合社会教育センター 「イーちゃんの白い杖」 306名参加 （女性278名　男性28名）

基本目標3：みんな安心であったかい・やとみ

重点課題3-1　男女の人権の尊重と男女間の暴力の根絶

施策の方向①　人としての尊厳と人権の尊重

施策の内容	広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉課	◆人権週間における街頭広報啓発活動の実施 人権擁護委員8名 （男性＝６名、女性＝２名、女性比率25%） 年１回、人権週間（12/４～10）期間中に、スーパーなど多くの方が集まる所を巡回広報し、保育所で啓発活動を実施。 海部南部人権擁護委員及び担当職員21名参加 （うち女性９名女性比率42.8%） ◆「園児と委員のふれあい会」を保育所で実施 人権擁護委員による紙芝居や標語により「人権意識」の高揚を図る啓発を実施。	◆人権週間における街頭広報啓発活動の実施 人権擁護委員8名 （男性＝６名、女性＝２名、女性比率25%） 年１回、人権週間（12/４～10）期間中に、スーパーなど多くの方が集まる所を巡回広報し、保育所で啓発活動を実施。 海部南部人権擁護委員及び担当職員21名参加 （うち女性８名、女性比率38.0%） ◆「園児と委員のふれあい会」を保育所で実施 人権擁護委員による紙芝居や標語により「人権意識」の高揚を図る啓発を実施。 ◆「社会福祉施設訪問」を社会福祉法人弥富福祉会（輪中の郷）で実施 人権擁護委員の標語による「人権意識」の高揚、歌を歌ったりキャラクターとの写真撮影等により住人の方たちとの交流を図った。	◆人権週間における街頭広報啓発活動の実施 人権擁護委員８名 （男性＝６名、女性＝２名） 年1回、人権週間（12/4～10）期間中に、スーパーなど多くの方が集まる所を巡回広報し、保育所で啓発活動を実施。 海部南部人権擁護委員及び担当職員20名参加 （うち女性８名） ◆「園児と委員のふれあい会」を保育所で実施 人権擁護委員による紙芝居や標語により「人権意識」の高揚を図る啓発を実施。 ◆「人権の桜」を白鳥小学校で実施 人権擁護委員の標語による「人権意識」の高揚、キャラクターとの写真撮影及び校庭にて桜の木の記念植樹を行った。	◆人権週間における街頭広報啓発活動の実施 人権擁護委員８名 （男性＝６名、女性＝２名） 年１回、人権週間（12/4～10）期間中に、スーパーなど多くの方が集まる所を巡回広報し、保育所で啓発活動を実施。 海部南部人権擁護委員及び担当職員22名参加 （うち女性８名） ◆「園児と委員のふれあい会」を保育所で実施 人権擁護委員による紙芝居や標語により「人権意識」の高揚を図る啓発を実施。	◆人権週間における街頭広報啓発活動の実施 人権擁護委員8名 （男性＝６名、女性＝２名） 年１回、人権週間（12/4～10）期間中に、スーパーなど多くの方が集まる所を巡回広報し、保育所で啓発活動を実施。 海部南部人権擁護委員及び担当職員20名参加 （うち女性９名） ◆「園児と委員のふれあい会」を保育所で実施 人権擁護委員による紙芝居や標語により「人権意識」の高揚を図る啓発を実施。

施策の方向②　男女間の暴力の予防と根絶するための取り組みの推進

施策の内容	ＤＶ防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」について市民に周知し、ＤＶの現状やその防止策などについて広報やリーフレットなどで啓発していきます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秘書広報課	◆ＤＶ相談カードの設置 市役所、図書館及び社会教育センターの窓口にて配布。	◆ＤＶ相談カードの設置 市役所、図書館及び社会教育センターの窓口にて配布。	◆ＤＶ相談カードの設置 市役所、図書館及び社会教育センターの窓口にて配布。	◆ＤＶ相談カードの設置 市役所、十四山支所、社会教育センターの女性トイレに設置。	◆ＤＶ相談カードの設置 市役所、十四山支所、社会教育センターの女性トイレに設置。

施策の内容	県の女性相談センターなどと連携を取りながら、ＤＶに関する相談体制を整えます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童課	◆母子自立支援員によるＤＶ相談 ◆ＤＶ相談窓口の連携 市役所総合窓口、市民課などで、問い合わせに対し迅速に連絡がつながるように連絡調整を図った。	◆母子自立支援員によるＤＶ相談 ◆ＤＶ相談窓口の連携 市役所総合窓口、市民課などで、問い合わせに対し迅速に連絡がつながるように連絡調整を図った。	◆母子自立支援員によるＤＶ相談 ◆ＤＶ相談窓口の連携 市役所総合窓口、市民課などで、問い合わせに対し迅速に連絡がつながるように連絡調整を図った。	◆母子自立支援員によるＤＶ相談 ◆ＤＶ相談窓口の連携 市役所総合窓口、市民課などで、問い合わせに対し迅速に連絡がつながるように連絡調整を図った。	◆母子自立支援員によるＤＶ相談 ◆ＤＶ相談窓口の連携 市役所総合窓口、市民課などで、問い合わせに対し迅速に連絡がつながるように連絡調整を図った。
福祉課	◆市社会福祉協議会による心配ごと相談の開設 相談員20名 （うち女性９名、女性比率45%） 毎月第２・第４水曜日 （総合福祉センター）及び第３水曜日（十四山総合福祉センター）に開設した。 なお、第２・第４水曜日は弁護士による相談を実施 相談員：弁護士、社会福祉協議会長、民生委員、人権擁護委員 行政相談員　相談件数：152件	◆市社会福祉協議会による心配ごと相談の開設 相談員20名 （うち女性９名、女性比率45%） 毎月第２・第４水曜日 （総合福祉センター）及び第３水曜日（十四山総合福祉センター）に開設した。 なお、第２・第４水曜日は弁護士による相談を実施 相談員：弁護士、社会福祉協議会長、民生委員、人権擁護委員 行政相談員　相談件数：173件	◆市社会福祉協議会による心配ごと相談の開設 相談員16名 （うち女性８名、女性比率50%） 毎月第２・第４水曜日 （総合福祉センター）及び第３水曜日（十四山総合福祉センター）に開設した。 なお、第２・第４水曜日は弁護士による相談を実施 相談員：弁護士、社会福祉協議会長、民生委員、人権擁護委員 行政相談員　相談件数：173件	◆市社会福祉協議会による心配ごと相談の開設 相談員14名 （うち女性７名、女性比率50%） 毎月第２・第４水曜日 （総合福祉センター）及び第３水曜日（十四山総合福祉センター）に開設した。 なお、第２・第４水曜日は弁護士による相談を実施 相談員：弁護士、社会福祉協議会長、民生委員、人権擁護委員 行政相談員　相談件数：155件	◆市社会福祉協議会による心配ごと相談の開設 相談員14名 （うち女性７名、女性比率50%） 毎月第２・第４水曜日 （総合福祉センター）及び第３水曜日（十四山総合福祉センター）に開設した。 なお、第２・第４水曜日は弁護士による相談を実施 相談員：弁護士、社会福祉協議会長、民生委員、人権擁護委員 行政相談員　相談件数：142件
健康推進課	◆精神保健 児童課等との訪問による面接、相談	◆精神保健 児童課等との訪問による面接、相談	◆精神保健 児童課等との訪問による面接、相談	◆精神保健 児童課等との訪問による面接、相談	◆精神保健 児童課等との訪問による面接、相談

施策の方向③　セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等防止対策の推進

施策の内容	市役所職員に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止について周知するとともに、職員の相談対応に努めます。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総務課	◆平成23年１月に策定された「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」を職員全体に周知するよう努めた。	◆平成23年１月に策定された「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」を職員全体に周知するよう努めた。	◆「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」を職員全体に周知した。 また、平成29年12月に「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」を新たに策定し、職員全体に周知した。	◆「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」と、平成29年12月に策定した「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」を職員全体に周知した。	◆「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」と、平成29年12月に策定した「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」を職員全体に周知した。

重点課題3-2　互いに思いやる生涯を通じての健康づくり

施策の方向①　生涯を通じた男女の健康づくり支援

施策の内容	男女がともに生涯にわたって健やかに暮らせるように、健康に関する意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査・検診を実施し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう支援します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康推進課	◆各種がん検診の実施（受診者数） 胃がん検診：1,500人 （男729人・女771人） 肺がん検診：2,418人 （男1,147人・女1,271人） 大腸がん検診：2,720人 （男1,195人・女1,525人） 前立腺がん検診：878人 子宮がん検診：702人 乳がん検診：791人	◆各種がん検診の実施（受診者数） 胃がん検診：1,552人 （男752人・女800人） 肺がん検診：2,640人 （男1,234人・女1,406人） 大腸がん検診：2,639人 （男1,158人・女1,481人） 前立腺がん検診：951人 子宮がん検診：691人 乳がん検診：878人	◆各種がん検診の実施（受診者数） 胃がん検診：1,737人 （男878人・女859人） 肺がん検診：2,720人 （男1,309人・女1,411人） 大腸がん検診：2,688人 （男1,235人・女1,453人） 前立腺がん検診：1,003人 子宮がん検診：944人 乳がん検診：1,033人	◆各種がん検診の実施（受診者数） 胃がん検診：1,627人 肺がん検診：2,588人 大腸がん検診：2,553人 前立腺がん検診：950人 子宮がん検診：799人 乳がん検診：903人	◆各種がん検診の実施（受診者数） 胃がん検診1,522人 肺がん検診：2,590人 大腸がん検診：2,582人 前立腺がん検診：1,000人 子宮がん検診：746人 乳がん検診：851人

施策の方向②　母子保健・親子の健康支援の推進

施策の内容	母親の健康の維持と子どもの健やかな成長を推進するため、妊娠中から子どもの成長に合わせた発育の支援と親に対する育児支援を行います。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康推進課	◆妊婦健康診査の実施　（14回） 延べ回数 4,635人 ◆２歳児ピカピカ歯科教室 歯科医師による検診、 個別歯みがき指導等 受診者数：322人 ◆離乳食講習会 毎月１回	◆妊婦健康診査の実施　（14回） 延べ回数 4,890人 ◆２歳児ピカピカ歯科教室 歯科医師による検診、 個別歯みがき指導等 受診者数：318人 ◆離乳食講習会 毎月１回	◆妊婦健康診査の実施　（14回） 延べ回数 4,824人 ◆２歳児ピカピカ歯科教室 歯科医師による検診、 個別歯みがき指導等 受診者数：305人 ◆離乳食講習会 毎月１回	◆妊婦健康診査の実施　（14回） 延べ回数 4,575人 ◆２歳児ピカピカ歯科教室 歯科医師による検診、 個別歯みがき指導等 受診者数：307人 ◆離乳食講習会 毎月１回	◆妊婦健康診査の実施　（14回） 延べ回数3,983人 ◆２歳児ピカピカ歯科教室 歯科医師による検診、 個別歯みがき指導等 受診者数：281人 ◆離乳食講習会 毎月１回

重点課題3-3　安心して生活できるサービス等の充実

施策の方向①　子育て支援・次世代育成支援の推進

施策の内容	多様なニーズに応じた保育サービスを拡充し、子育て支援体制の充実を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童課	◆一時保育事業の実施 白鳥保育所 （午前８時～午後４時）	◆一時保育事業の実施 白鳥保育所 （午前８時～午後５時）	◆一時保育事業の実施 白鳥保育所 （午前８時～午後５時） 利用者：469名	◆一時保育事業の実施 白鳥保育所 （午前８時～午後５時） 利用者：670名	◆一時保育事業の実施 白鳥保育所 （午前８時～午後５時） 利用者数：594人

施策の方向②　ひとり親家庭の自立支援

施策の内容	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように経済的支援を行い、相談体制の充実を図ります。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童課	◆母子自立支援相談員を配置 就労相談を行った。	◆母子自立支援相談員を配置 就労相談を行った。	◆母子・父子自立支援相談員を配置し、就労相談を行った。 利用者数　82名	◆母子・父子自立支援相談員を配置し、就労相談を行った。 利用者数　97名	◆母子・父子自立支援相談員を配置し、就労相談を行った。 利用者数：126人

施策の方向③　高齢者の暮らしを支える取り組みの推進

施策の内容	高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者が地域で健康にいきいきと生活するため、生きがいづくりなど社会参加活動を促進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護高齢課	◆弥富市高齢者福祉計画に基づき各種高齢者福祉サービスを実施した。 『給食サービス』 （配食サービス）　利用者数：311名, 延配食数：46,405食 （チケット交付）　交付者数：299名, 延利用枚数：6,182枚 『福祉タクシー料金助成』 （助成券交付）　交付者数：612名, 延利用枚数：6,516枚 『緊急通報システム』 利用者数：122名 『ふれあい収集』　利用者数：７名 ◆弥富市地域包括支援センターによる各種事業を実施した。 『元気塾』 開催回数：年間119回, 実参加者数：256名, 延参加者数：5,109名 『おむすびの会』 開催回数：年間4回, 実参加者数：12名, 延参加者数：38名 『88歳おたっしゃ訪問』 訪問先：157名 ◆弥富市社会福祉協議会による「ふれあい昼食会」を実施した。 開催回数：年間７回, 延参加者数：734名 ◆民生委員による一人暮らし高齢者の把握と各種福祉サービスの情報提供を実施した。また、一人暮らし高齢者の方へ『救急医療情報キット』を配布した。 ◆シルバー人材センターの運営に対し、支援を行った。 センター会員数：234名 ◆老人クラブの活動に対し、支援を行った。 会員数：4,484名	◆弥富市高齢者福祉計画に基づき各種高齢者福祉サービスを実施した。 『給食サービス』 （配食サービス）　利用者数：265名, 延配食数：46,076食 （チケット交付）　交付者数：274名, 延利用枚数：5,510枚 『福祉タクシー料金助成』 （助成券交付）　交付者数：646名, 延利用枚数：7,350枚 『緊急通報システム』 利用者数：108名 『ふれあい収集』　利用者数：９名 ◆弥富市地域包括支援センターによる各種事業を実施した。 『元気塾』 開催回数：年間119回, 実参加者数：220名, 延参加者数：5,301名 『おむすびの会』 開催回数：年間4回, 実参加者数：19名, 延参加者数：53名 『88歳おたっしゃ訪問』 訪問先：45名 ◆弥富市社会福祉協議会による「ふれあい昼食会」を実施した。 開催回数：年間７回, 延参加者数：717名 ◆民生委員による一人暮らし高齢者の把握と各種福祉サービスの情報提供を実施した。また、一人暮らし高齢者の方へ『救急医療情報キット』を配布した。 ◆シルバー人材センターの運営に対し、支援を行った。 センター会員数：223名 ◆老人クラブの活動に対し、支援を行った。 会員数：4,213名	◆弥富市高齢者福祉計画に基づき各種高齢者福祉サービスを実施した。 『給食サービス』 （配食サービス）　利用者数：196名, 延配食数：35,396食 （チケット交付）　交付者数：424名, 延利用枚数：8,284枚 『福祉タクシー料金助成』 （助成券交付）　交付者数：701名, 延利用枚数：7,570枚 『緊急通報システム』 利用者数：86名 『ふれあい収集』　利用者数：９名 ◆弥富市地域包括支援センターによる各種事業を実施した。 『元気塾』 開催回数：年間119回, 実参加者数：261名, 延参加者数：4,960名 『おむすびの会』 開催回数：年間4回, 実参加者数：16名, 延参加者数：45名 『88歳おたっしゃ訪問』 訪問先：81名 ◆弥富市社会福祉協議会による「ふれあい昼食会」を実施した。 開催回数：年間６回, 延参加者数：719名 ◆民生委員による一人暮らし高齢者の把握と各種福祉サービスの情報提供を実施した。また、一人暮らし高齢者の方へ『救急医療情報キット』を配布した。 ◆シルバー人材センターの運営に対し、支援を行った。 センター会員数：180名 ◆老人クラブの活動に対し、支援を行った。 会員数：4,213名	◆弥富市高齢者福祉計画に基づき各種高齢者福祉サービスを実施した。 『給食サービス』 （配食サービス）　利用者数：209名, 延配食数：34,906食 （チケット交付）　交付者数：440名, 延利用枚数：9,355枚 『福祉タクシー料金助成』 （助成券交付）　交付者数：762名, 延利用枚数：7,355枚 『緊急通報システム』 利用者数：81名 『ふれあい収集』　利用者数：９名 ◆弥富市地域包括支援センターによる各種事業を実施した。 『元気塾』 開催回数：年間116回, 実参加者数：236名, 延参加者数：4,698名 『おむすびの会』 開催回数：年間４回, 実参加者数：16名, 延参加者数：39名 『88歳おたっしゃ訪問』 訪問先：73件 ◆弥富市社会福祉協議会による「ふれあい昼食会」を実施した。 開催回数：年間７回, 延参加者数：755名 ◆民生委員による一人暮らし高齢者の把握と各種福祉サービスの情報提供を実施した。また、一人暮らし高齢者の方へ『救急医療情報キット』を配布した。 ◆シルバー人材センターの運営に対し、支援を行った。 センター会員数：197名 ◆老人クラブの活動に対し、支援を行った。 会員数：4,066名	◆弥富市高齢者福祉計画に基づき各種高齢者福祉サービスを実施した。 『給食サービス』 （配食サービス）　利用者数：198名, 延配食数：33,791食 （チケット交付）　交付者数：447名, 延利用枚数：7,486枚 『福祉タクシー料金助成』 （助成券交付）　交付者数：933名, 延利用枚数：10,803枚 『緊急通報システム』 利用者数：75名 『ふれあい収集』　利用者数：８名 ◆弥富市地域包括支援センターによる各種事業を実施した。 『元気塾』 開催回数：年間108回, 実参加者数：207名, 延参加者数：4,033名 『おむすびの会』 開催回数：年間４回, 実参加者数：14名, 延参加者数：38名 『88歳おたっしゃ訪問』 訪問先：81件 ◆弥富市社会福祉協議会による「ふれあい昼食会」を実施した。 全体会１回：247名、 各地区開催５地区：参加者数：266名 ◆民生委員による一人暮らし高齢者の把握と各種福祉サービスの情報提供を実施した。また、一人暮らし高齢者の方へ『救急医療情報キット』を配布した。 ◆シルバー人材センターの運営に対し、支援を行った。 センター会員数：185名 ◆老人クラブの活動に対し、支援を行った。 会員数：3,883名

施策の方向④　障害者(児)の自立を支援する取り組みの推進

施策の内容	障害者が地域で安心して生活できるよう、障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。また、いきいきと生活するため、社会参画活動への参加を促進します。				
担当課	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉課	◆弥富市障がい者計画及び第４期弥富市障がい福祉計画に基づき、障がい児（者）の社会参加と自立生活の促進に向けた各種事業を実施した。 〔障害福祉サービス〕 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援など 〔地域生活支援事業〕 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業など	◆弥富市障がい者計画及び第４期弥富市障がい福祉計画に基づき、障がい児（者）の社会参加と自立生活の促進に向けた各種事業を実施した。 〔障害福祉サービス〕 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援など 〔地域生活支援事業〕 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業など	◆弥富市障がい者計画及び第４期弥富市障がい福祉計画に基づき、障がい児（者）の社会参加と自立生活の促進に向けた各種事業を実施した。 〔障害福祉サービス〕 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援など 〔地域生活支援事業〕 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業など	◆弥富市障がい者計画及び第５期弥富市障がい福祉計画、第１期弥富市障がい児福祉計画に基づき、障がい児（者）の社会参加と自立生活の促進に向けた各種事業を実施した。 〔障害福祉サービス〕 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援など 〔地域生活支援事業〕 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業など	◆弥富市障がい者計画及び第５期弥富市障がい福祉計画、第１期弥富市障がい児福祉計画に基づき、障がい児（者）の社会参加と自立生活の促進に向けた各種事業を実施した。 〔障害福祉サービス〕 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援など 〔地域生活支援事業〕 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業など

2　男女共同参画に関する年表

年		世界	日本	愛知県
昭和50	1975	・「国際婦人年世界会議」（メキシコシティー）、「世界行動計画」採択 ・国連総会「国連婦人の十年（1976～1985）」を決定	・「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企画推進会議」開催	
昭和51	1976		・「育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）」の施行	・総務部に青少年婦人室を設置
昭和52	1977		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表	
昭和53	1978			・「愛知県地方計画・推進計画’70～’80」に婦人の項目を設ける
昭和54	1979	・「国連婦人の十年ESCAP地域会議」（ニューデリー）開催 ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表	
昭和55	1980	・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の十年 1980年世界会議」（コペンハーゲン）開催 ・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式	・「女子差別撤廃条約」署名	
昭和56	1981	・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定	
昭和57	1982		・「国民年金法等の一部を改正する法律」成立	・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
昭和58	1983			
昭和59	1984	・「国連婦人の十年ESCAP地域会議」（東京）開催		
昭和60	1985	・「国連婦人の十年世界会議」開催 ・「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍及び戸籍法を一部改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61	1986		・「男女雇用機会均等法」施行	
昭和62	1987		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63	1988			
昭和64／平成元	1989			・「あいち女性プラン」策定
平成2	1990	・「ナイロビ将来戦略」見直し勧告採択		
平成3	1991		・「育児休業法」成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「女性総合センター基本計画」策定
平成4	1992		・「育児休業法」施行	
平成5	1993	・「世界人権会議」開催（ウィーン）	・中学校の家庭科の男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立（12月施行）	・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定
平成6	1994		・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「あいち農村漁村女性プラン」策定

年		世界	日本	愛知県
平成7	1995	・「第4回世界女性会議」（北京）開催、「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ・「育児・介護休業法」成立	
平成8	1996		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9	1997		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正	・女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
平成10	1998			・「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ）
平成11	1999		・「男女共同参画社会基本法」成立（平成13年1月同法施行）	
平成12	2000	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	・「ストーカー規制法」成立 ・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13	2001		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が新設 ・「DV防止法」成立	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
平成14	2002			・「愛知男女共同参画推進条例」施行
平成15	2003		・「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行 ・「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」成立	
平成16	2004		・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
平成17	2005	・第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」閣僚級会合（ニューヨーク）	・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定 ・愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成18	2006	・第50回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジプラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定
平成19	2007	・第51回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定	・「愛知県少子化対策推進条例」施行
平成20	2008	・第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成21	2009	・第53回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・「育児・介護休業法」改正	
平成22	2010	・第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「あいちはぐみんプラン」策定
平成23	2011	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定
平成24	2012	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定
平成25	2013		・「日本再興戦略」の中核に「女性活躍」を位置づけ ・「DV防止法」改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定
平成26	2014	・第58回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・「リベンジポルノ被害防止法」成立	・「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ ・「女性の活躍促進監」創設
平成27	2015	・第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	・「女性活躍推進法」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降毎年策定）	・「あいちはぐみんプラン2015-2019」策定

年		世界	日本	愛知県
平成28	2016	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「あいち男女共同参画プラン2020」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定
平成29	2017		・「働き方改革実行計画」の策定 ・「SDGsアクションプラン2018」策定 ・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	
平成30	2018		・「働き方改革関連法」成立 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について」策定 ・「人づくり革命　基本構想」策定（人生100年時代構想会議）	
平成31/令和元	2019		・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「SDGsアクションプラン2020」策定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」策定
令和2	2020	・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」（ニューヨーク） ・第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」（ニューヨーク）	・「災害対応力を強化する女性の視点」策定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定	

３　計画の策定経過

日程	内容等
令和元年度	
２月７日	令和元年度第１回弥富市男女共同参画庁内連絡会議
３月 26 日	令和元年度第１回弥富市男女共同参画審議会※ ・弥富市男女共同参画プラン計画延長について ・弥富市男女共同参画プラン進捗状況について ・第２次弥富市男女共同参画プラン策定について
令和２年度	
６月 23 日	令和２年度第１回弥富市男女共同参画庁内連絡会議
７月７日	令和２年度第１回弥富市男女共同参画審議会 ・会長の選任、職務代理者の指名 ・市長の諮問について ・弥富市男女共同参画プラン進捗状況について ・第２次弥富市男女共同参画プラン策定方針について ・市民意識調査アンケートの実施について
７月 27 日～８月 14 日	市民及び中学生意識調査（アンケート）実施
10 月 20 日	令和２年度第２回弥富市男女共同参画庁内連絡会議
11 月５日	令和２年度第２回弥富市男女共同参画審議会 ・弥富市男女共同参画市民及び中学生意識調査（アンケート）調査結果報告について ・第２次弥富市男女共同参画プラン基本理念・基本目標、重点課題、構成の検討について
11 月９日～18 日	関係各課への施策実施状況調査
12 月９日	令和２年度第３回弥富市男女共同参画庁内連絡会議
12 月 23 日	令和２年度第３回弥富市男女共同参画審議会 ・第２次弥富市男女共同参画プラン（案）について
１月 20 日～２月 19 日	パブリックコメント実施
３月 11 日	令和２年度第４回弥富市男女共同参画庁内連絡会議
３月 24 日	令和２年度第４回弥富市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第２次弥富市男女共同参画プラン（案）について ・答申（案）について

※新型コロナウイルス感染症の影響により書面での開催

４　弥富市男女共同参画に関する意識調査概要

（１）調査の目的

本調査は、市民の皆様の意識や実態などをお聞かせいただき、「第２次弥富市男女共同参画プラン」の策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

（２）調査対象

・市民アンケート　　：市民在住の 18 歳～84 歳の方
・中学生アンケート　：弥富市内の中学２年生

（３）調査期間

令和２(2020)年７月 27 日～令和２(2020)年８月 14 日

（４）調査方法

・市民アンケート　　：郵送による配布・回収
・中学生アンケート　：学校を通じての配布・回収

（５）回収状況

区分	市民アンケート	中学生アンケート
配布数（A）	2,000 件	406 件
有効回答件数（B）	778 件	391 件
有効回答率（B／A）	38.9%	96.3%

5　男女共同参画社会基本法

（平成11年6月23日法律第78号）
（最終改正：平成11年12月22日法律第160号）

目次

前文
第1章　総則（第1条1第12条）
第2章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条1第20条）
第3章　男女共同参画会議（第21条1第28条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

⑵　積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条　国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

⑵　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱い

その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

⑶　前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

⑷　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

⑵　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3　第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4　第1項第2号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第26条　前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。
（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄
（施行期日）
第1条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第2条　男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。
（経過措置）
第3条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則（平成11年7月16日法律第102号）抄
（施行期日）
第1条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　略

2　附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで　略

11　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条　第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条　この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年4月13日法律第31号）
（最終改正：令和元年6月26日法律第46号）

目次

前文
第1章　総則（第1条・第2条）
第1章の2　基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
第2章　配偶者暴力相談支援センター等（第3条1第5条）
第3章　被害者の保護（第6条1第9条の2）
第4章　保護命令（第10条1第22条）
第5章　雑則（第23条1第28条）
第5章の2　補則（第28条の2）
第6章　罰則（第29条・第30条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章　総則

（定義）

第1条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

⑴　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

⑶　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

⑶　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

⑵　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

⑶　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

⑷　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

⑸　第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

⑹　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有

する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章　保護命令

（保護命令）

第10条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体

に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

⑴ 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

⑵ 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

⑴ 面会を要求すること。

⑵ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑶ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

⑷ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑸ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ　装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

⑹ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑺ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑻ その性的羞しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条　前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

⑴　申立人の住所又は居所の所在地

⑵　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条　第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

⑴　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

⑵　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

⑶　第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

⑷　第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

⑸　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条　第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、

又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

⑴　第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

⑵　第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

⑶　第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

⑷　第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行

う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

⑴　都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

⑵　市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2　補則

(この法律の準用)

第28条の2　第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章　罰則

第29条　保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条　第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条　この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成16年法律第64号）

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条　新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成19年法律第103号）抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則（平成25年法律第72号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附　則（平成26年法律第28号）抄

（施行期日）

第1条　この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　略

2　第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定　平成26年10月1日

附　則（令和元年法律第46号）抄

（施行期日）

第1条　この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条　前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条　政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成27年9月4日法律第64号）
（一部改正：令和元年6月5日法律第24号）

目次

第1章　総則（第1条1第4条）
第2章　基本方針等（第5条・第6条）
第3章　事業主行動計画等
　第1節　事業主行動計画策定指針（第7条）
　第2節　一般事業主行動計画等（第8条1第18条）
　第3節　特定事業主行動計画（第19条）
　第4節　女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
第4章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条1第29条）
第5章　雑則（第30条1第33条）
第6章　罰則（第34条1第39条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活におけ

る活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章　基本方針等

（基本方針）

第5条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

⑵　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

⑶　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

⑷　前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章　事業主行動計画等

第1節　事業主行動計画策定指針

第7条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

⑴　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

⑶　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　計画期間

⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

⑶　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条　厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項においてにおいて「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

⑴　第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

⑵　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

⑶　不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

⑴　第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

⑵　第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

⑶　第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

⑷　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

⑸　不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条　公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条　国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節　特定事業主行動計画

第19条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　計画期間

⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

⑶　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた

目標を達成するよう努めなければならない。

第4節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条　第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

⑴　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

⑵　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3　第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

⑴　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

⑵　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関

し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

⑴　一般事業主の団体又はその連合団体

⑵　学識経験者

⑶　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条　厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条　第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章　罰則

第34条　第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

⑴　第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

⑵　第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

⑴　第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

⑵　第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

⑶　第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴　第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

⑵　第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑶　第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

⑷　第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条　第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条　この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2　第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条　前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条　この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定　公布の日

2・3　略

4　第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第78条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条　この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定　公布の日

2　第2条の規定　公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条　政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

８　弥富市男女共同参画推進条例

平成21年3月31日
条例第6号

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行わなければならない。

（1）　男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。

（2）　社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

（3）　男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

（4）　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。

（5）　男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　市は、国、県その他の関係機関との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、男女共同参画の推進に取り組むものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害行為の禁止）

第７条　何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2　何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3　何人も、男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

（基本計画の策定）

第８条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2　市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、第11条に規定する弥富市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

3　市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第９条　市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究及び情報提供）

第10条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究に努めるものとする。

2　市は、市民又は事業者に対し、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

（弥富市男女共同参画審議会）

第11条　市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、弥富市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員10人以内で組織する。

3　委員は、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

4　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年弥富町条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

９　弥富市男女共同参画審議会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、弥富市男女共同参画推進条例（平成21年弥富市条例第6号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により設置する弥富市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会においては、会長が議長となる。

３　審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条　審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

（雑則）

第5条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成23年規則第1号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成31年規則第3号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和2年規則第7号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和2年4月1日から施行する。

10　弥富市男女共同参画審議会委員名簿

（敬称略）

役職	氏名	所属及び団体名等	備考
会長	鯖戸　善弘	中部大学非常勤講師・椙山女学園大学 キャリアコンサルタント	
職務代理	佐藤　惠子	女性の会会員	
委員	入江　容子	愛知大学法学部教授	
委員	井 上　　毅	愛知黎明高等学校校長	
委員	八木　輝美	社会福祉協議会会長	～令和２年３月
委員	八木　春美	社会福祉協議会会長	令和２年４月～
委員	佐 藤　　忠	人権擁護委員	
委員	鈴木　由美	平成29年度愛知県男女共同参画 人材育成セミナー修了生	
委員	伊藤　美咲	公募委員	

任期：令和２年２月１日～令和４年１月31日

11　弥富市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第1条　市における男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、弥富市男女共同参画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）　弥富市男女共同参画プランに掲げる施策の総合的な推進に関する事項

（2）　弥富市男女共同参画プランに掲げる施策の連絡調整に関する事項

（3）　前2号に掲げるもののほか、男女共同参画について必要と認められる事項

（組織）

第3条　連絡会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条　連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

2　委員長は、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　連絡会議は、委員長が招集する。

（作業部会）

第6条　連絡会議に、別表第2に掲げる者をもって構成する作業部会を置く。

2　作業部会は、連絡会議の実施すべき事項について検討を行うほか、委員長の指示する事項を処理する。

3　作業部会は、市民生活部長が招集し、その運営に当たるものとする。

（庶務）

第7条　連絡会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

（雑則）

第8条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
建設部長
教育部長
議会事務局長

別表第2（第6条関係）

総務部参事	総務課長	財政課長
人事秘書課長	企画政策課長	防災課長
税務課長	収納課長	市民課長
環境課長	市民協働課長	商工観光課長
十四山支所長	保険年金課長	健康推進課長
福祉課長	介護高齢課長	児童課長
建設部参事	農政課長	土木課長
都市整備課長	下水道課長	会計管理者
教育部次長	学校教育課長	生涯学習課長
歴史民俗資料館長	図書館長	議事課長
監査委員事務局長		

12　用語解説

用語	解説
育児・介護休業法	（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図ることにより、仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
キャリア教育	個人が社会人･職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成･向上させるための教育のこと。
行政委員会	地方自治法180条の５第１項及び第３項に基づき設置するもの。本市では教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。（「男は仕事・女は家庭」等）
ジェンダー（社会的性別）	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。
女性のエンパワーメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	職業生活において女性がその希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とする法律。
審議会・委員会	地方自治法202条の３に基づき、法律、条令の定めにより設置している附属機関及び市の要綱に基づき設置している委員会。
性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダー等、性的指向が異性愛ではなかったり、性自認と出生時に割り当てられた性別が異なる人々などのこと。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意思に反して、不快感を与えたり不安な状態に追いこむ性的な言動や行為のこと。
ダイバーシティ（多様性）	性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず、多様な人材を認め、積極的に活用しようという考え方のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに施行の基本となる事項を定めたもの。男女が対等なパートナーとして社会に参画できることをめざした法律。

用語	解説
男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為。その中でも、交際相手からの暴力をデートＤＶという。
パワー・ハラスメント	職場において、立場や権力を利用し、社会的な地位が自分より低い人に対して、不当な要求や嫌がらせ、苦痛を与える行為のこと。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
ファミリーフレンドリー企業	仕事と育児・介護・地域活動等仕事以外の活動を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業。愛知県ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けている。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性自らが決定権をもつという考え。性と生殖に関する健康と権利と訳される。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが多様で柔軟な働きやすい仕組みをつくること。

第２次弥富市男女共同参画プラン

発 行 年 月：令和３（2021）年３月

発行・編集：弥富市　市民生活部　市民協働課
〒498−8501　愛知県弥富市前ケ須町南本田335
ＴＥＬ：0567−65−1111
ＦＡＸ：0567−67−4011